

旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン

～光り輝く地域の創出と発展に向けて～

平成25年11月改訂

いなべ市

目 次

序章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって	1
1. 定住自立圏の名称	1
2. 圏域を構成する市町の名称	1
3. 定住自立圏構想の概要	1
4. ビジョンの目的	3
5. ビジョンの期間	3
6. 旧員弁郡定住自立圏の取組	4
第1章 圏域の概況	5
1. 圏域の概況	5
2. 圏域を構成する市町の概況	6
3. 圏域の結びつき	7
4. 圏域の特性	8
(1) 土地利用	8
(2) 人口及び世帯等	9
(3) 産業	18
(4) 医療及び福祉	22
(5) 教育及び文化	26
(6) 公園等	27
(7) 公共交通及び道路	27
(8) 市民活動等	29
第2章 圏域の将来像	31
1. 圏域の将来像	31
2. 圏域の将来人口目標	33
3. 将来像実現のための基本的考え方	34
4. 定住自立圏形成の視点	35
5. 圏域の可能性	35

第3章 圏域の課題と課題解決に向けた基本方針	37
1. 圏域住民のニーズ等	38
2. 圏域の課題と課題解決に向けた基本方針	40
第4章 具体的取組	49
定住自立圏構想実現に向けた施策体系図	50
実施計画	
生活機能の強化	52
結びつきやネットワークの強化	77
圏域マネジメント能力の強化	97
第5章 今後の検討課題	101
【付属資料】	103
実施計画一覧	105
旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン策定経緯	113
旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	114
旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	115

序章

共生ビジョン策定にあたって

1. 定住自立圏の名称

旧員弁郡定住自立圏

2. 圏域を構成する市町の名称

いなべ市、東員町

3. 定住自立圏構想の概要

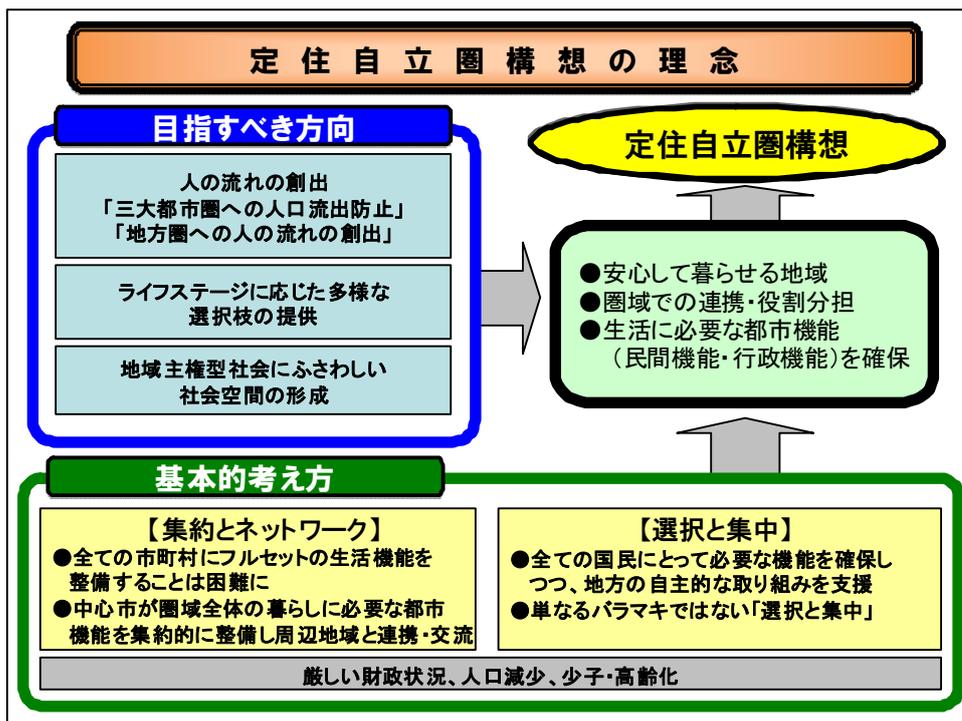
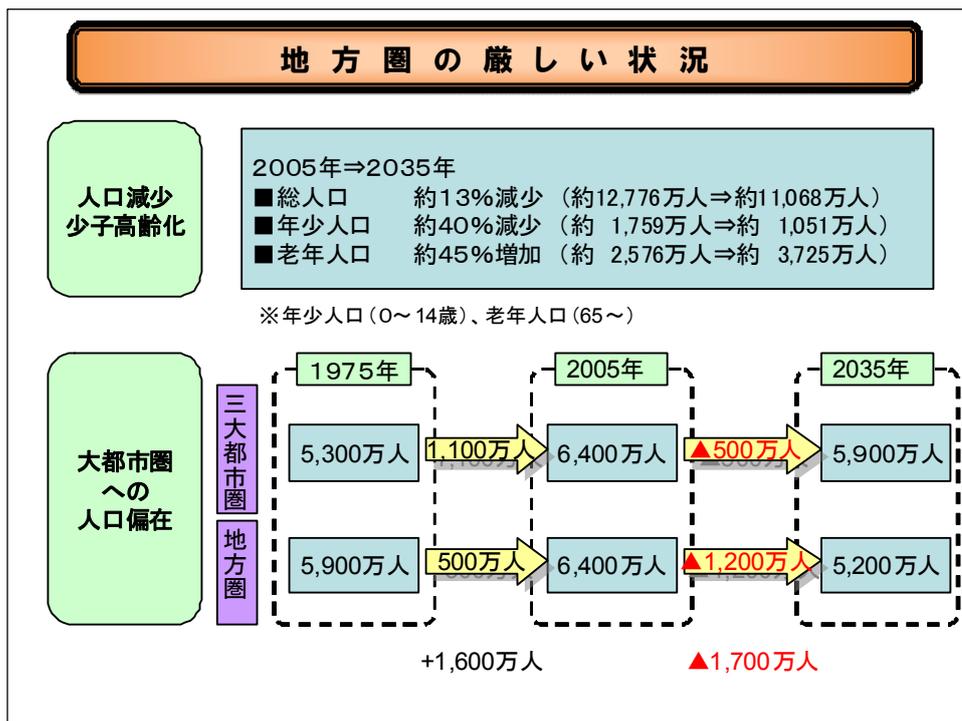
わが国は今後、少子・高齢化が急速に進行するとともに、総人口は急速に減少することが見込まれています。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代にあつて、特に地方圏においては大幅な人口減少が予想され、その将来は極めて厳しいものと予想されています。

このような状況を踏まえ、地方圏においても安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出をくい止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択枝を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

定住自立圏構想は、中心市と周辺市町村で形成される圏域において「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、

「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる圏域を形成していくことを目指しています。

定住自立圏構想の推進により、地方への民間投資を促進し、内需を拡大して地域経済を活性化させ、地域の創富力を高める「地域主権型社会」に相応しい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されています。



なお、定住自立圏構想は以下の手続きにより推進されます。

① 中心市宣言

中心市が、圏域全体における生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有することを明記した「中心市宣言書」を作成し公表します。

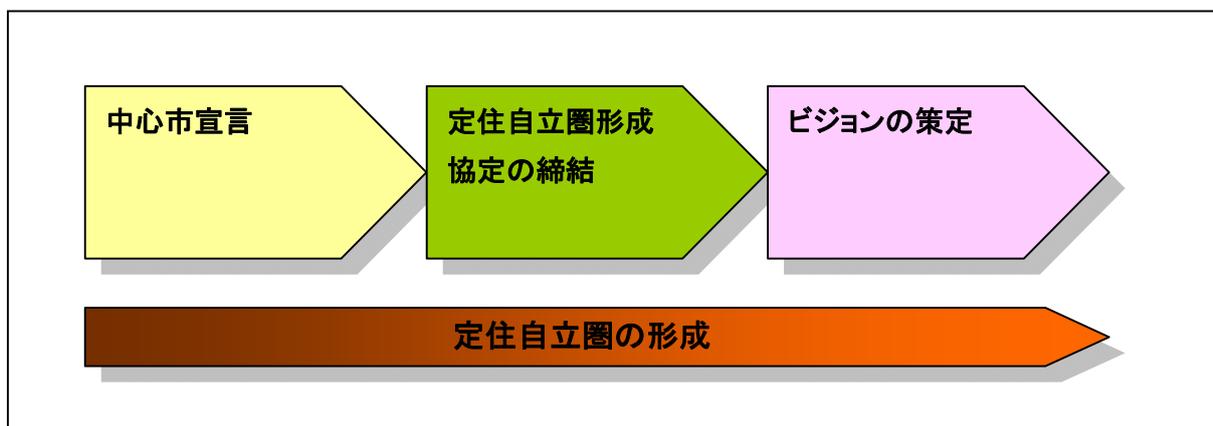
② 定住自立圏形成協定の締結

中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が、1対1で連携する具体的な事項を明記した協定書を締結します。

③ 定住自立圏共生ビジョンの策定

定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的な取組みを記載します。

※「定住自立圏共生ビジョン」を以下「ビジョン」といいます。



4. ビジョンの目的

本ビジョンは、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成するため、中長期的な観点から旧員弁郡定住自立圏が目指す将来像、及びその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

5. ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成22年度から26年度までの5年間とし、毎年度所要の変更を行います。

6. 旧員弁郡定住自立圏の取組

(1) 中心市宣言

いなべ市は、平成21年9月1日に定住自立圏構想の推進に向けて、救急医療体制の充実に向けた取組、公共交通機関の維持・強化に向けた取組、圏域のマネジメント能力強化に向けた取組などについて、周辺自治体と連携する取組等を記載した中心市宣言書を作成し公表しました。

(2) 定住自立圏形成協定の締結

いなべ市と東員町は、定住自立圏を形成するための協議を経て、平成22年3月定例会に定住自立圏形成協定の締結に関する議案を各議会へ提出しました。同議案は全会一致により可決され、平成22年4月9日、いなべ市と東員町は定住自立圏形成協定の締結を行いました。



旧員弁郡定住自立圏形成協定調印式

(3) ビジョンの策定

平成22年4月1日、定住自立圏共生ビジョンの策定に向け、民間団体や地域の関係者などの意見をお聴きしビジョンに反映させるため、「旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会」設置要綱を定めました。

平成22年4月から6月にかけて「旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会」を開催し、ビジョンの検討を行いました。



旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会

第1章

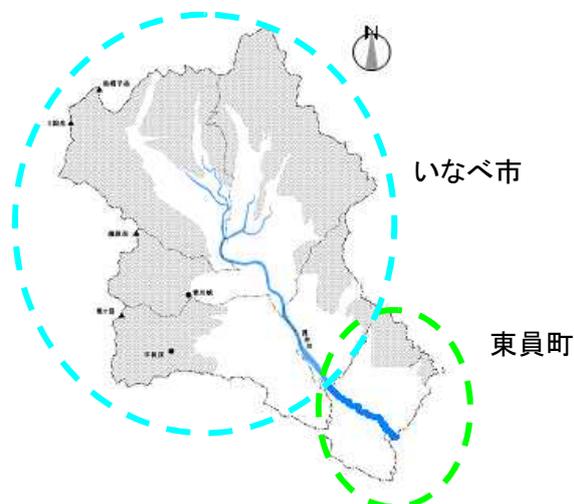
圏域の概況

1. 圏域の概況

いなべ市及び東員町で構成される当圏域は、三重県の北部に位置し、人口72,512人(2010.4.1)、面積242.24km²を有しています。西に鈴鹿山脈、北に多度山地をいただき、そこから出る水脈が圏域中央を流れる員弁川に流入しています。員弁川やその流域河川の周辺には豊かな田園地帯が広がり、自然に囲まれた緑があふれる地域です。

当圏域は豊かな田園地帯にある一方で、名古屋市を中心部から約30kmの距離にあり、西は滋賀県、北は岐阜県と接し、中部圏と近畿圏の結節点に位置する地理的優位性を生かして日本を代表する自動車関連企業など優良企業が立地しています。

圏域を東西に三岐鉄道北勢線、三岐鉄道三岐線の2路線が走り、国道365号、421号が圏域中央部を横断、306号が圏域西部を南北に縦断しています。これらの鉄道や国道に沿って市街地が形成されています。



2. 圏域を構成する市町の概況

(1) いなべ市

いなべ市は、平成15年12月、旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生しました。東部を東員町、南部を四日市市と接し、西部・北部は滋賀県及び岐阜県と接する三重県の最北端に位置する人口46,662人（2010.4.1）、面積219.58 km²の市です。

昭和50年代以降、自動車関連企業の進出が進み、豊かな緑に包まれた住みやすく活力のある都市として発展を続けています。

平成23年には国道421号石榑トンネルの開通が予定され、また東海環状自動車道（北勢・四日市間）の整備も進められており、関西圏と名古屋圏を取り巻く環状軸との結節点として、産業・経済、物流を始めさらなる交流・発展が期待されています。



いなべ市を支える自動車関連企業

(2) 東員町

東員町は、西部はいなべ市、東部に桑名市、南部に四日市市と接する、人口25,850人（2010.4.1）、面積22.66km²の町です。この地理的優位性を生かし昭和40年代後半から昭和60年代前半にかけて、町北部に大規模な住宅団地開発が行われ、人口は昭和60年の18,949人から平成2年には25,447人へと急増しました。

町の中央部には稲作を中心とした田園地帯がいなべ市方面へ広がっています。また、国道365号及び国道421号並びに三岐鉄道及び三重交通バスが、西はいなべ市、東は桑名市を繋いでいます。

東海環状自動車道（仮称）東員インターチェンジが事業中であり、新しい高速交通網の結節点・新たな交流の拠点としてさらなる発展が期待されています。



交流と憩いの場 中部公園



鈴鹿山系

3. 圏域の結びつき

旧員弁郡5町（東員町、北勢町、員弁町、大安町、藤原町）は鈴鹿山脈と養老山地に抱かれた扇状地に位置し、天平の昔より地理的にも文化的にも密接な関係にあり、一体の圏域として発展してきました。

「イナベ」という名は、約1,300年前の奈良時代、当地域には物部氏の支系である猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。和銅6年（713年）には「員辨」に改名され、さらに、戦後、漢字の簡素化により、員辨は「員弁」に改められました。そして、平成15年、旧員弁郡5町のうち、北勢町、員弁町、大安町、藤原町の4町は合併し、いなべ市となりました。

旧員弁郡では行政区域を越えた広域の連携が行われてきました。三重県厚生農業協同組合連合会いなべ総合病院（以下「いなべ総合病院」）を核とした救急医療対策での連携をはじめ、消防団や交通安全など生活安全分野での連携、国道365号、国道421号や東海環状自動車道などの幹線道路の整備促進に向けた要望活動での連携など、共通する課題に対して取り組んできました。

また、通勤・通学、医療など圏域住民の日常生活においても、いなべ市と東員町は密接な関係にあります。通勤・通学においては、いなべ市には㈱デンソー、トヨタ車体㈱などの大規模工場や、いなべ総合学園高等学校が立地し、東員町からいなべ市への通勤・通学者の割合は13.3%に上ります。

医療分野においては、圏域を所轄する桑名消防本部 南分署、北分署、東員分署の3分署が、H21年一年間に搬送した救急搬送者1,866人の内、圏域唯一の総合病院であるいなべ総合病院へは、1,045人（約56%）が搬送されています。東員町を管轄する東員分署からは、搬送者の42.4%に当たる339人が搬送されています。

【図表1】 圏域の救急搬送状況

	東員分署	南分署	北分署	合計
搬送人員	799人	587人	480人	1,866人
内、いなべ総合病院	339人	407人	299人	1,045人
いなべ総合病院への搬送率	42.4%	69.3%	62.2%	56.0%

資料：救急統計（H21年）

このように、いなべ市と東員町は、行政活動や住民の主要な生活行動において双方の結びつきは強く、一定の圏域が形成されています。

4. 圏域の特性

(1) 土地利用

平成21年1月1日時点の圏域の土地利用の構成を見ると、民有地が圏域総面積の45%を占めています。民有地の内、山林が35%で最も多く、次いで田28%、宅地16%となっています。

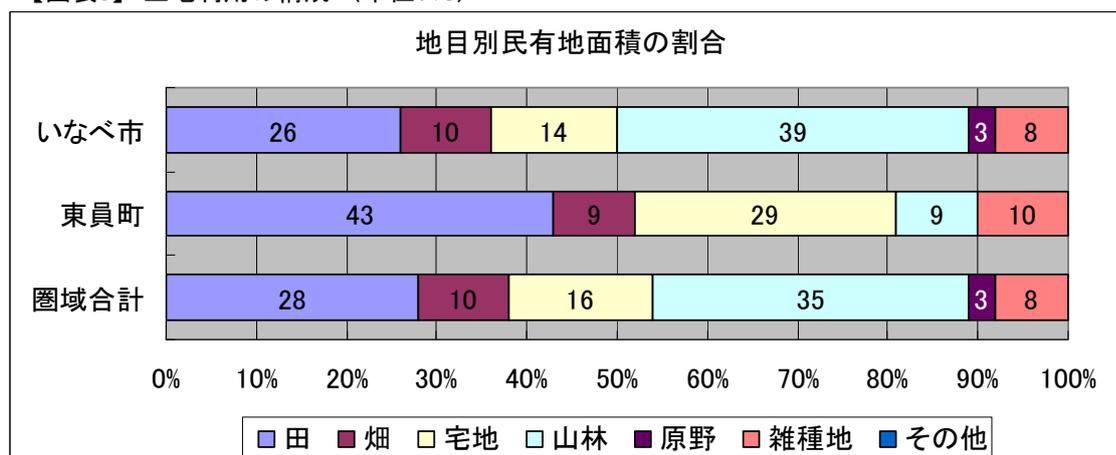
市町別に見ると、いなべ市では、山林が39%で最も多く、次いで田26%、宅地14%となっています。一方、東員町では、田が43%で最も多く、次いで宅地29%、雑種地10%となっています。

【図表2】土地利用の構成及び面積（単位：㎡）

	いなべ市	東員町	圏域
田	24,688,602	6,298,859	30,987,461
畑	9,848,647	1,287,007	11,135,654
宅地	13,635,594	4,248,808	17,884,402
山林	36,811,160	1,305,466	38,116,626
原野	2,817,131	56,475	2,873,606
雑種地	7,522,563	1,388,940	8,911,503
その他	3,139	825	3,964
計	95,326,836	14,586,380	109,913,216

資料：国土交通省国土地理院、三重県統計室

【図表3】土地利用の構成（単位：%）



資料：国土交通省国土地理院、三重県統計室

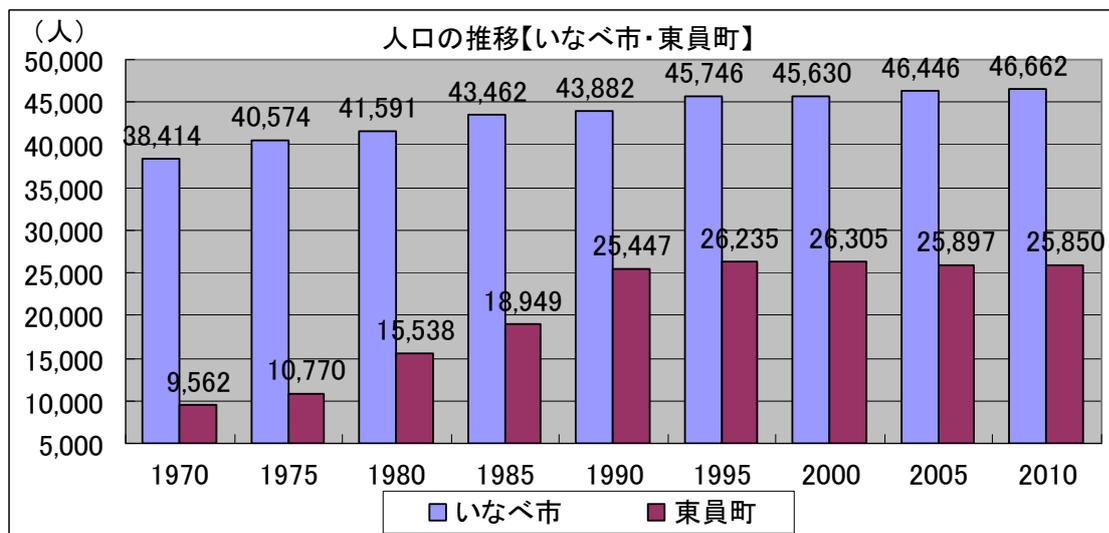
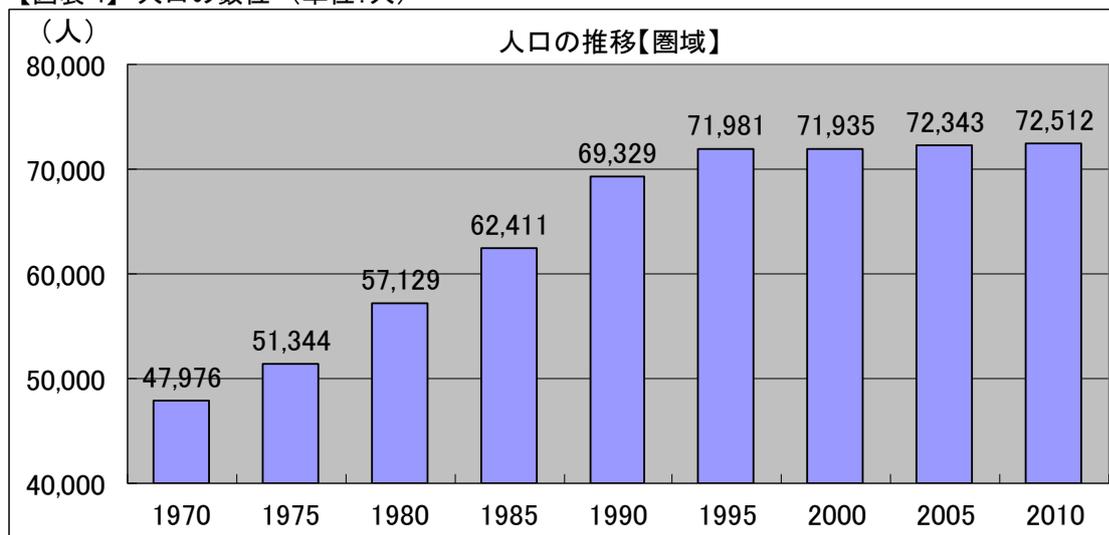
(2) 人口及び世帯等

① 人口

圏域の人口は1990年まで大きく増加してきましたが、その伸びは1995年にストップし、2000年には僅かに減少に転じました。その後、2005年、2010年と僅かに増加し2010年4月1日現在の人口は72,512人となっています。

総人口の推移を市町別に見ると、いなべ市は1970年から2010年まで、2000年の若干の減少を除き緩やかな増加傾向にあり、2010年4月1日現在の人口は46,662人となっています。東員町は1960年代後半から1980年代後半にかけての大規模な住宅団地開発により、人口は1970年の9,562人から1990年には25,447人へと急増しましたが、その後伸びは鈍化し、2000年の26,305人をピークに2005年には僅かに減少に転じ、2010年4月1日現在は25,850人となっています。

【図表4】 人口の数位 (単位:人)

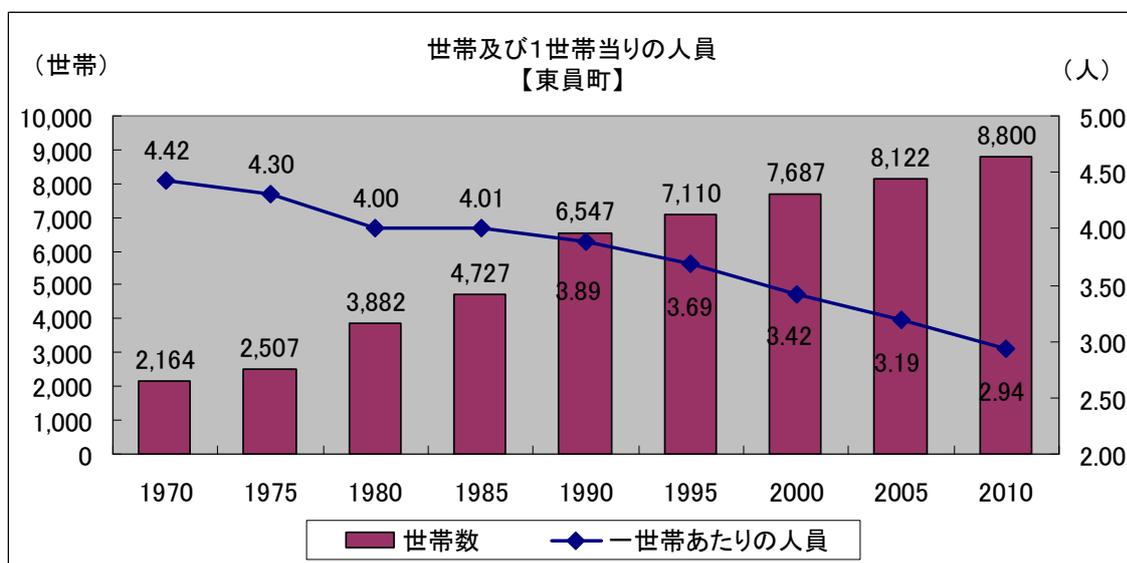
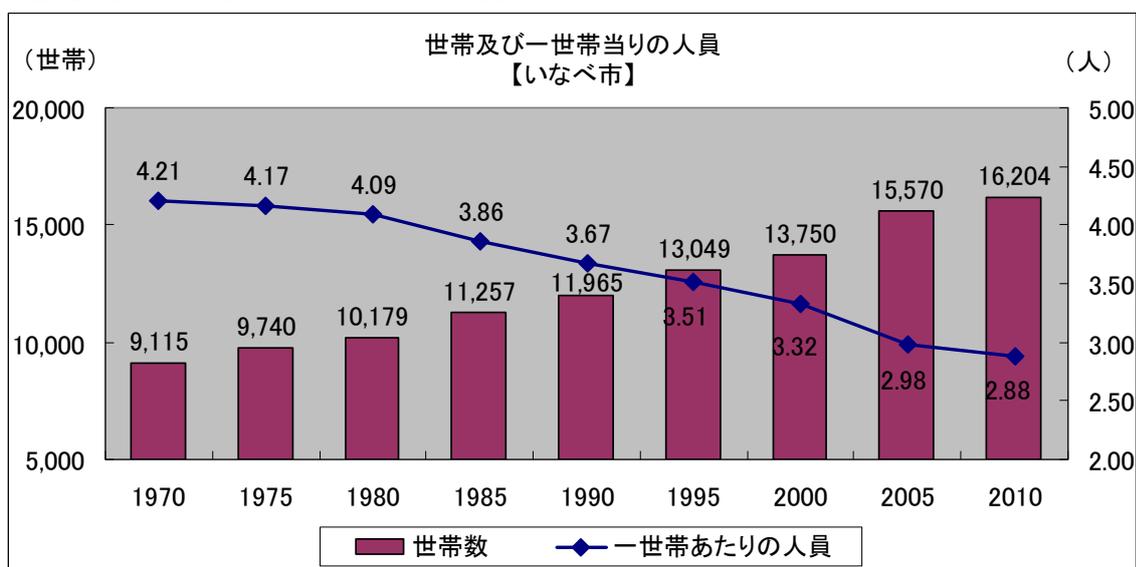


資料:2005年までは国勢調査、2010年は4月1日時点の住民基本台帳+外国人登録人口

② 世帯

いなべ市及び東員町ともに人口の伸びが鈍化している一方で、世帯数は一貫して増加しています。2010年の一世帯当たりの人員は、いなべ市が2.88人、東員町が2.94人と共に3人を割り込んでいます。核家族化や単身世帯の増加が進行していることが見てとれます。

【図表5】 世帯及び世帯一人当たりの人員（単位：世帯、人）



資料：2005年までは国勢調査、2010年は4月1日時点の住民基本台帳＋外国人登録人口

③ 年齢3区分別人口

いなべ市の年齢区分別人口の推移を見ると、1995年に年少人口が高齢人口を下回り、以降その差は拡大し、2005年には6,834人となっています。一方、高齢人口は1970年以降増加を続け、2005年には9,661人となっています。

年齢区分別人口の割合の推移を見ると、生産年齢人口割合は65%前後で一定していますが、1985年まで20%以上あった年少人口割合は2005年には14.7%となり、全国平均（13.6%）、三重県平均（14.3%）より高いもののその割合は年々低下しています。一方、老年人口割合は1970年には11.1%に過ぎなかったものが2005年には20.8%となり全国平均（20.1%）を上回っています。いなべ市においても少子高齢化が進行しています。

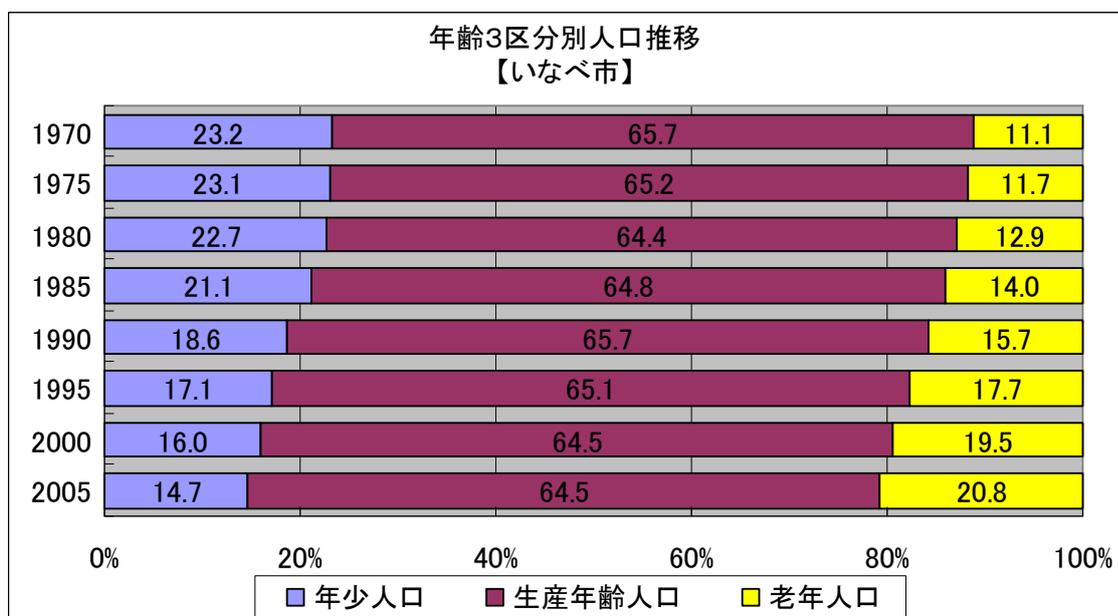
注) 年齢3区分別人口について

年少人口：0～14歳 生産年齢人口：15～64歳 老年人口：65歳以上

【図表6】 年齢3区分人口推移（単位：人）

いなべ市

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
年少人口	8,897	9,357	9,424	9,177	8,144	7,832	7,286	6,834
生産年齢人口	25,251	26,453	26,791	28,179	28,841	29,795	29,428	29,951
老年人口	4,266	4,764	5,376	6,106	6,897	8,118	8,916	9,661



資料：国勢調査

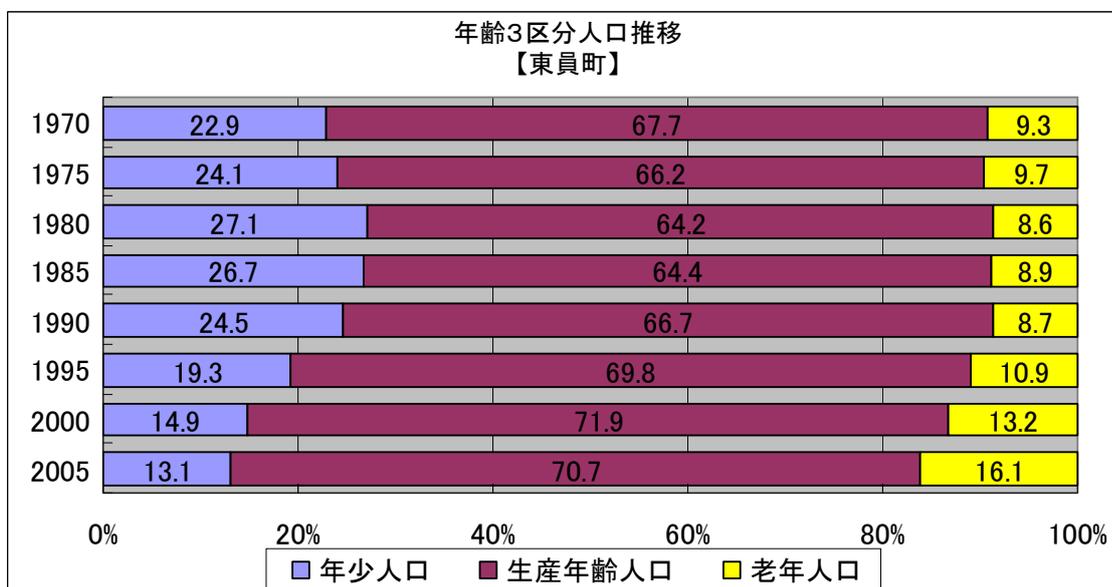
東員町の年齢区分別人口の推移を見ると、1970年に2,191人であった年少人口は、1990年に6,246人まで拡大し、その後、2005年まで大きく減少しています。一方、1970年に894人であった老年人口は増加を続け、2005年には4,171人となっています。

年齢区分別人口の割合の推移を見ると、25%前後で推移していた年少人口割合は、1995年には大きく低下し2005年に13.1%となりました。一方、老年人口の割合は1990年まで10%以下で推移していましたが、1995年以降徐々に増加し、2005年には16.1%となり、年少人口割合を上回りました。2005年の生産年齢人口割合70.7%は三重県内で最も高く働き盛りの人が多いまちであるということではありますが、老年人口比率は全国平均（20.1%）、三重県平均（21.5%）より低いものの、年少人口比率は全国平均（13.6%）、三重県平均（14.3%）より低く、東員町においても少子高齢化が進行しつつあります。

【図表7】 年齢3区分人口推移（単位：人）

東員町

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
年少人口	2,191	2,597	4,215	5,060	6,246	5,065	3,920	3,397
生産年齢人口	6,477	7,126	9,983	12,199	16,984	18,302	18,904	18,307
老年人口	894	1,047	1,340	1,690	2,217	2,851	3,481	4,171



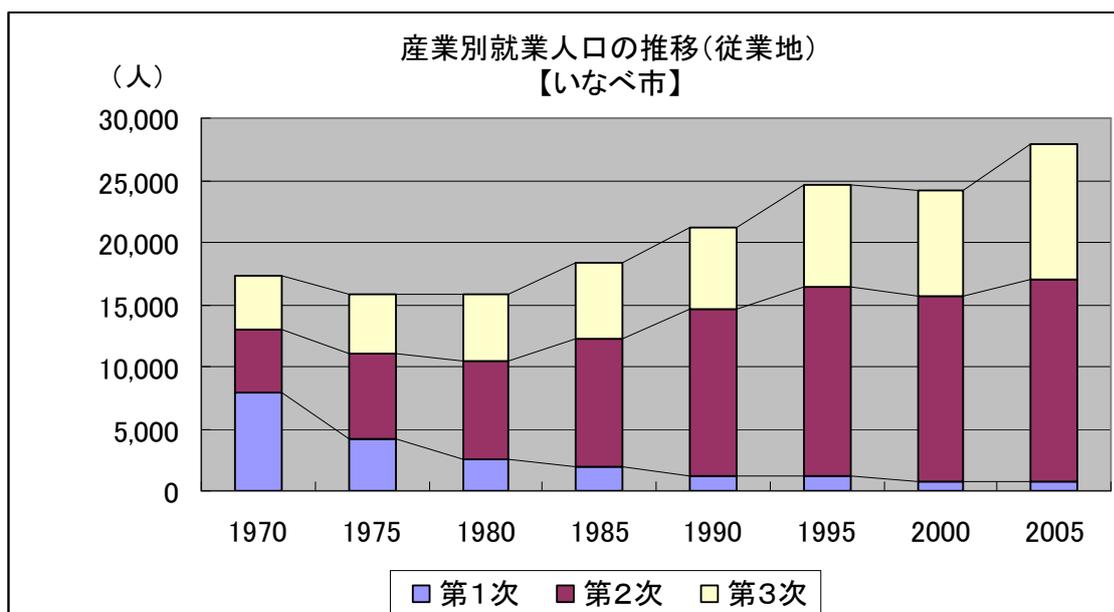
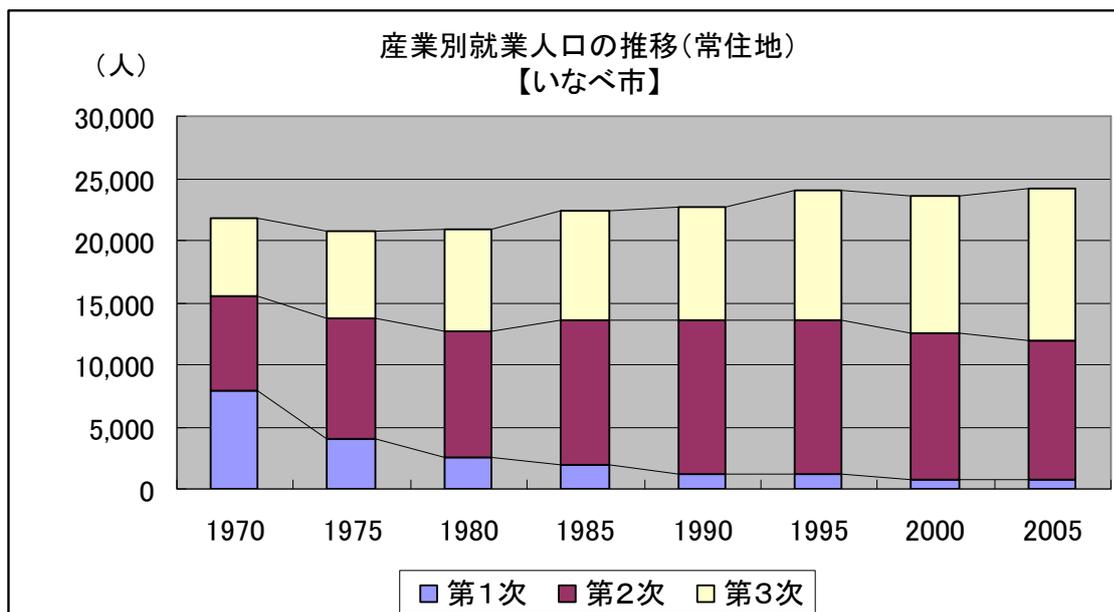
資料：国勢調査

④ 産業区分別就業人口

いなべ市における常住地の産業区分別就業人口は、1975年から1995年にかけて第1次産業から第2次産業へ大きくシフトし、2000年以降は第3次産業にシフトしているという大きな流れが見られます。

従業地による就業人口は、1975年から1980年において15,000人台まで落ち込みましたが、1990年以降大きく増加しています。特に第2次産業の就業人口の伸びが大きく、(株)デンソー、トヨタ車体(株)などの大型の工場立地が進んだことが主因と考えられます。

【図表8】 産業別就業人口の推移（単位：人）

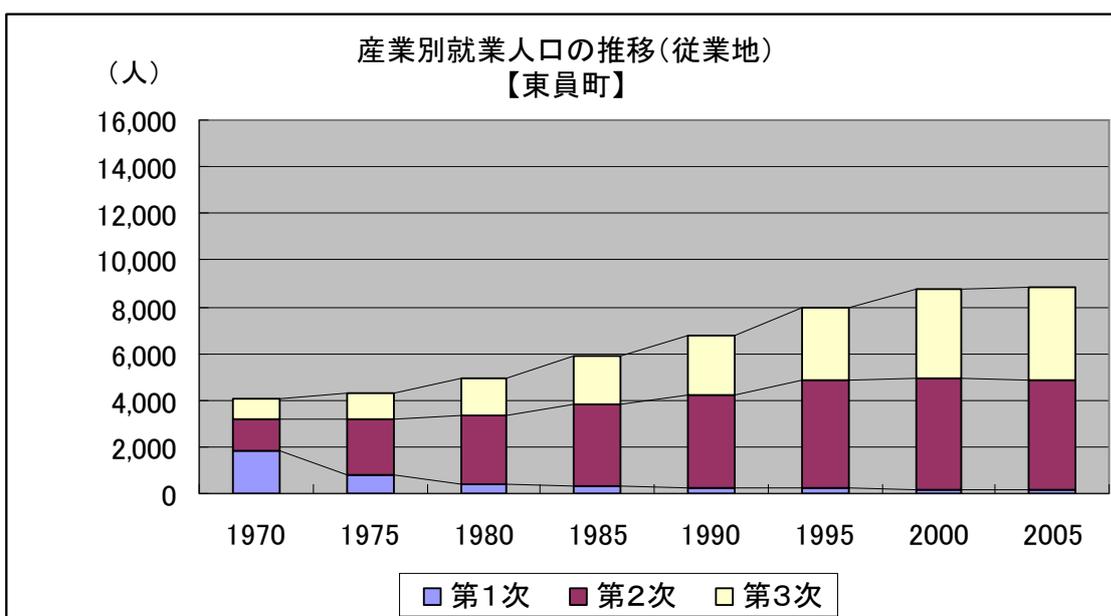
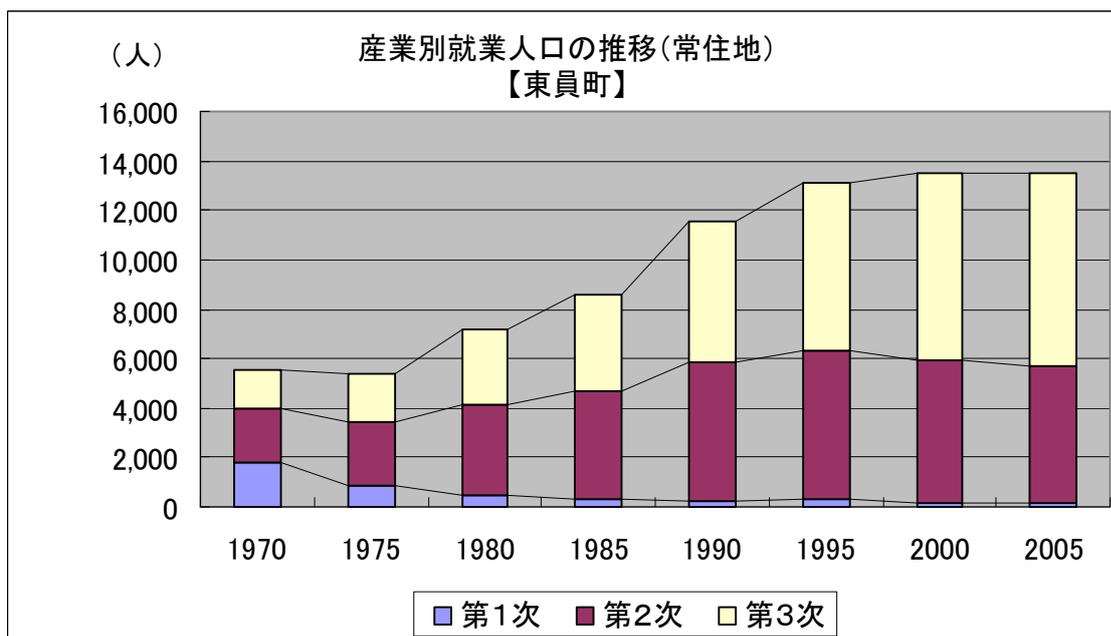


資料：国勢調査

東員町における常住地の産業区分別就業人口は、1970年頃より第1次産業が減少し、2000年には200人を割り込みました。その間、第2次産業と第3次産業が大きく増加し、1990年までは第2次産業が1995年以降は第3次産業の就業人口が最も多くなっています。

従業地による就業人口についても第1次産業が減少する一方で第2次産業と第3次産業が大きく増加しました。東員町もいなべ市と同様に第2次産業の就業人口が最も多いことが見てとれます。

【図表9】 産業別就業人口の推移（単位：人）



資料：国勢調査

⑤ 昼夜間人口

いなべ市においては、1985年まで約5,000人、人口比15%前後の流出超過となっていました
が、1990年以降流入人口が大幅に拡大し2005年には2,624人、約5.6%の流入超過となり、昼夜
間人口比率が1を超えました。

一方、東員町においては、1985年以降流出超過が拡大し、約25%の流出超過の状況が続い
ています。

【図表10】 昼夜間人口（単位：人）

いなべ市

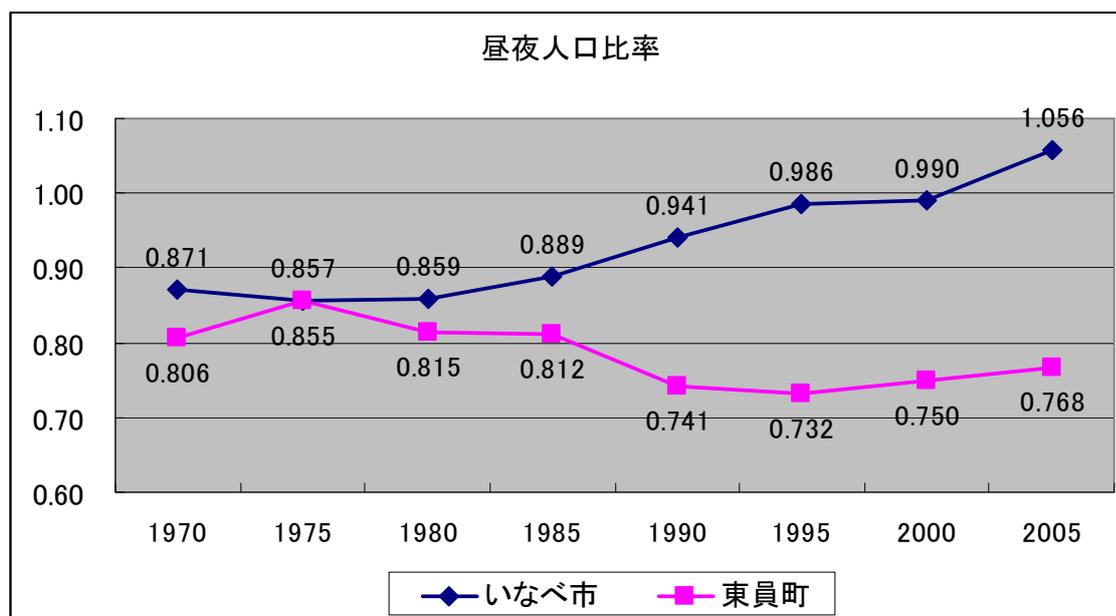
年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
昼間人口	33,460	34,767	35,739	38,658	41,286	45,101	45,161	49,070
夜間人口	38,414	40,574	41,591	43,462	43,882	45,746	45,630	46,446
差	-4,954	-5,807	-5,852	-4,804	-2,596	-645	-469	2,624

東員町

年	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
昼間人口	7,704	9,210	12,657	15,389	18,845	19,192	19,734	19,880
夜間人口	9,562	10,770	15,538	18,949	25,447	26,235	26,305	25,897
差	-1,858	-1,560	-2,881	-3,560	-6,602	-7,043	-6,571	-6,017

資料：国勢調査

【図表11】 昼夜人口比率（単位：%）



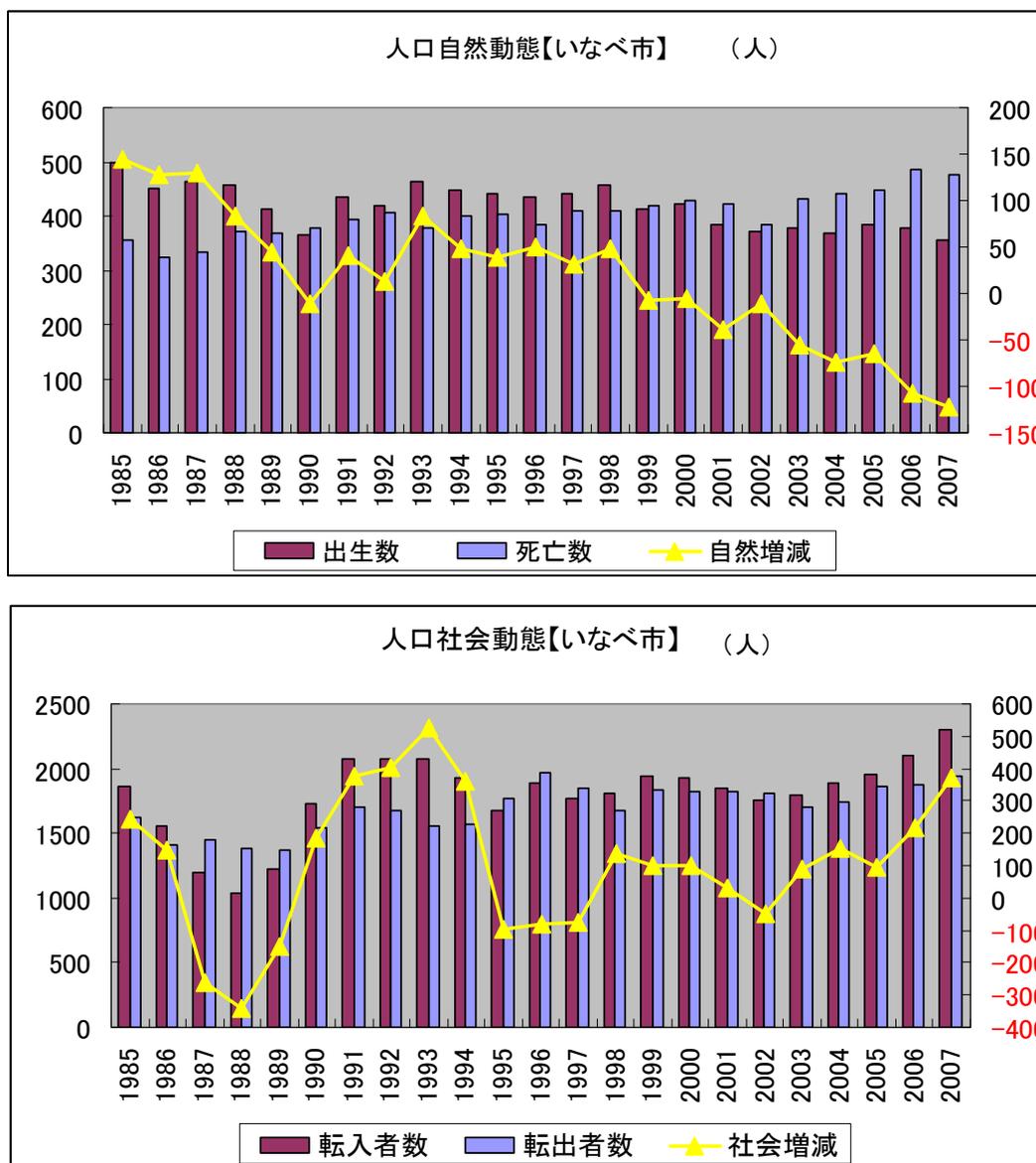
資料：国勢調査

⑥ 人口動態

いなべ市の人口の自然動態を見ると、1998年までは1990年を除き出生数が死亡数を上回る自然増が続いていました。しかし、1999年には出生数が死亡者数を下回る自然減に転じ、以降自然減が続きその幅も拡大しています。

一方、社会動態を見ると増減の波が大きく、転出は増減を繰り返しながらも緩やかに増加しています。転入者が転出者を上回る社会増は、1990年から1994年にかけて大きな山があり、その後100人前後の増減を繰り返し、2006年から2007年にかけて再び社会増が拡大しています。これに対して転入の変動幅は転出のそれより大きく、いなべ市の人口社会動態の増減は転入の変動影響を大きく受けていることが見てとれます。

【図表 12】人口 自然動態及び社会動態(単位:人)

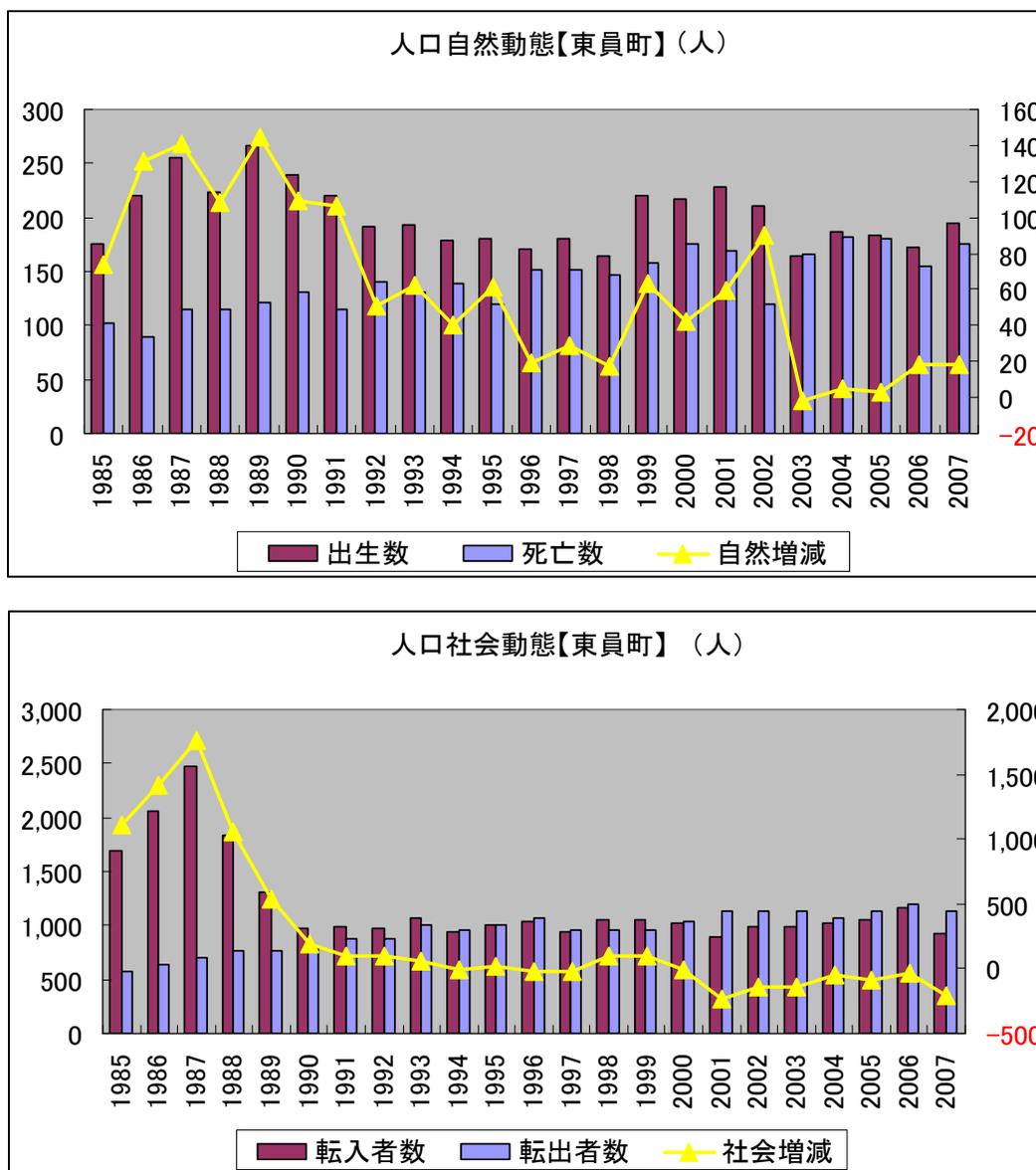


資料:三重県統計室

東員町の人口の自然動態を見ると、1980年台後半から1990年まで、大きく自然増が続いていました。しかし、1990年には増加幅が縮小し始め、2000年前後に一端増加の傾向を見せましたが、2003年には大幅に減少し1985年以降初めて自然減となりました。その後は2007年まで僅かに自然増となっています。

一方、社会動態を見ると1987年の約1,500人の転入超過をピークに、以降社会増の幅は縮小し、2000年以降は社会減が続いています。

【図表 13】 人口 自然動態及び社会動態(単位:人)



資料:国勢調査

(3) 産業

① 第1次産業

いなべ市、東員町いずれも農家数及び農業産出額は減少傾向にあります。総農家戸数に対して兼業農家の占める割合が高く、いなべ市では約92.8%、東員町では89.3%となっています。

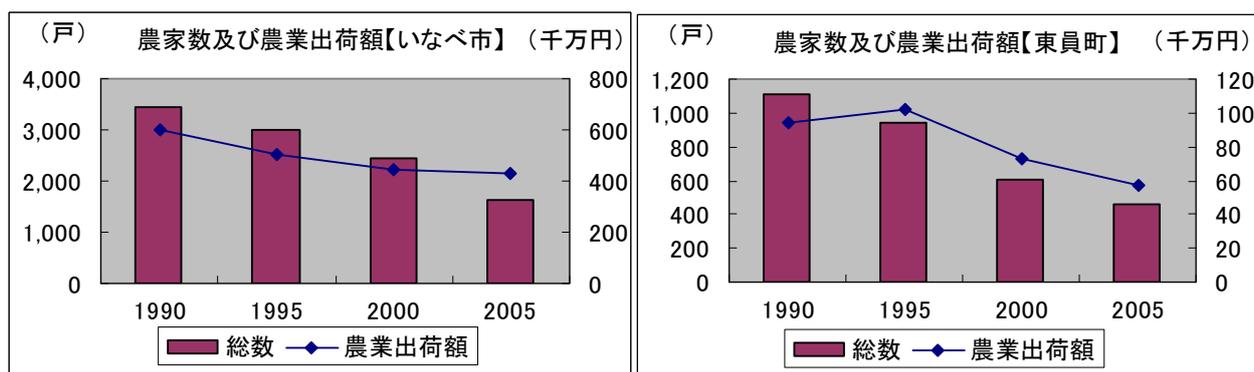
【図表14】 農家数及び農業産出額（単位：戸、千万円）

いなべ市

年	1990	1995	2000	2005
専業農家	156	154	180	118
兼業農家	3,294	2,830	2,273	1,525
第1種	100	136	63	122
第2種	3,194	2,694	2,210	1,403
農家総数	3,450	2,984	2,453	1,643
農業出荷額	600	506	443	427

東員町

年	1990	1995	2000	2005
専業農家	36	51	35	49
兼業農家	1,077	891	576	413
第1種	12	49	40	39
第2種	1,065	842	536	374
総数	1,113	942	611	462
農業出荷額	94	102	73	57



資料：農業センサス

② 第2次産業

いなべ市の製造業の事業所数は減少傾向にありますが、従業者数及び製造品出荷額は年々増加を続けています。これは、(株)デンソー、トヨタ車体(株)、(株)神戸製鋼所などの大手企業の工場の立地が主因と考えられます。2007年の事業所数は215事業所、従業者数は約17,000人、製造品出荷額は約1兆円となっています。

一方、東員町も事業所数は減少傾向にありますが、従業者数及び製造品出荷額は年々増加を続けています。2007年の事業所数は89事業所、従業者数は約4,300人、製造品出荷額は約1,200億円となっています。

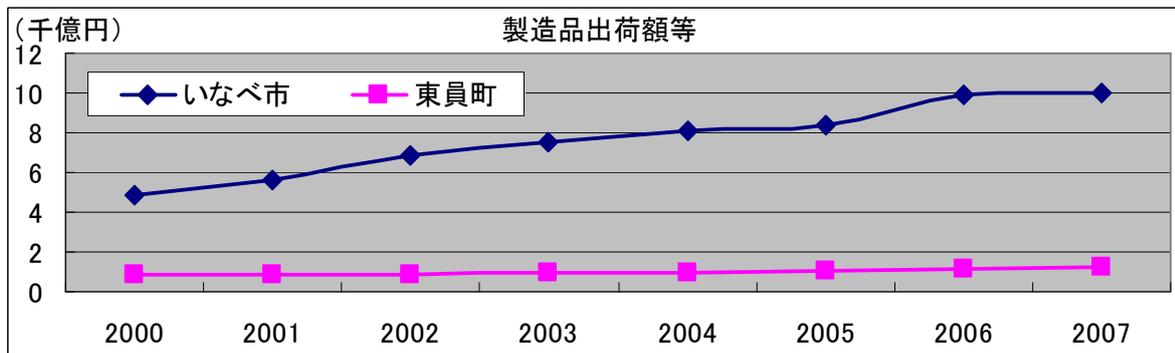
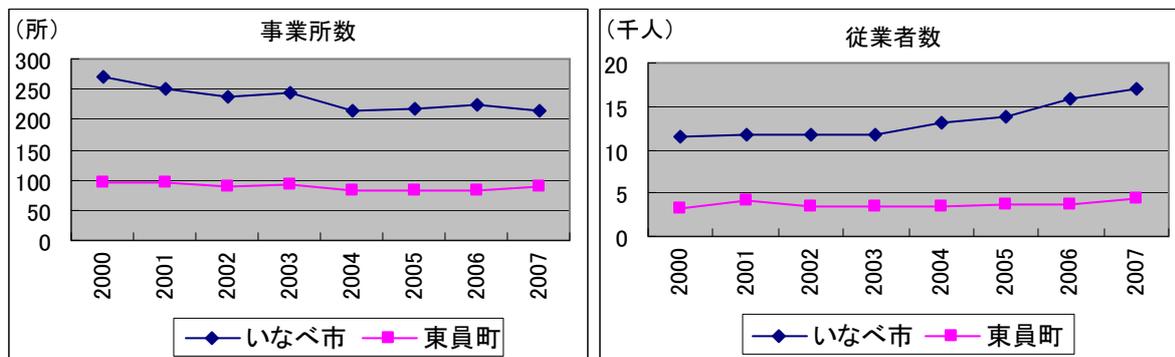
【図表15】 製造業の推移 (単位:所、人、億円、千億円)

いなべ市

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
事業所数	269	250	236	244	213	219	223	215
従業者数	11,606	11,677	11,738	11,786	13,051	13,744	15,769	17,103
製造品出荷額等	4,827	5,639	6,859	7,546	8,085	8,387	9,894	10,044

東員町

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
事業所数	97	95	90	93	81	84	82	89
従業者数	3,313	4,028	3,552	3,527	3,466	3,689	3,774	4,304
製造品出荷額等	839	871	861	905	949	1,066	1,158	1,279



資料:通産省「工業統計」、三重県統計室「三重の工業」

③ 第3次産業

いなべ市の卸・小売事業所数は減少傾向にあり、1985年から2007年までの間に約42%も減少しています。従業者数と年間販売額は1997年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。2007年の卸・小売事業所数は397ヶ所、従業者数は2,275人、年間販売額は約352億円となっています。

一方、東員町の卸・小売事業所数、従業者数は1985年から2002年まで増加傾向にありましたが2007年は僅かに減少しています。年間販売額は、1985年から2007年まで増加し続けています。2007年の卸・小売事業所数は171ヶ所、従業者数は1,240人、年間販売額は約229億円となっています。

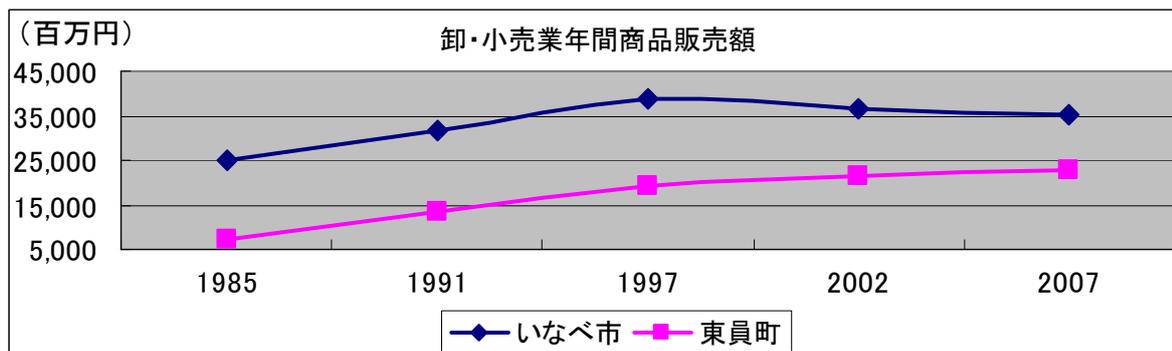
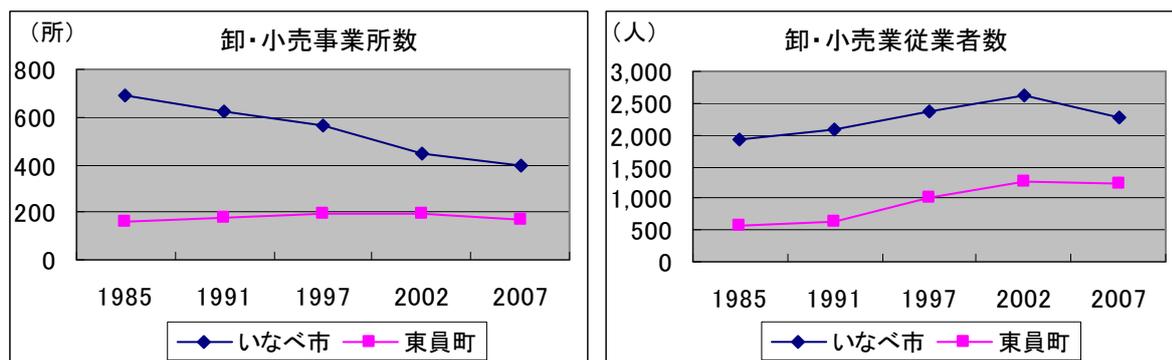
【図表16】 商業の推移（単位：所、人、百万円）

いなべ市

年	1985	1991	1997	2002	2007
事業所数	689	624	562	447	397
従業者数	1,933	2,077	2,380	2,615	2,275
年間商品販売額	25,122	31,641	38,980	36,594	35,248

東員町

年	1985	1991	1997	2002	2007
事業所数	160	175	193	192	171
従業者数	553	647	1,016	1,271	1,240
年間商品販売額	7,309	13,399	19,354	21,499	22,975



資料：経済産業省「商業統計表」、三重県統計室「三重の商業」

④ 市町民所得

市町民所得を人口で割って得られる一人当たりの市町民所得（分配）は、市町の経済力を示す指標として用いられています。2007年のいなべ市と東員町の一人当たりの市町所得（分配）をみると、いなべ市が394.5万円、東員町が330.6万円となっています。

いなべ市の一人当たりの市町民所得（分配）は三重県の市で最も高く、東員町は三重県の町で6番目に高い額となっています。

【図表17】 一人当たりの市町民所得(分配)の推移（単位：千円）

年	2003	2004	2005	2006	2007
いなべ市	3,351	3,550	3,709	4,000	3,945
東員町	3,083	3,189	3,359	3,311	3,306

資料：三重県統計室「三重県の市町民経済統計」

(4) 医療及び福祉

① 医療

圏域内の医療施設総数は72施設で、そのうち病院は6施設、一般診療所は38施設、歯科診療所は28施設となっています。種類別にみると、病院は施設総数の8.3%で一般病院が3施設、精神病院が3施設となっています。また、一般病院のうち「療養病床を有する病院」は2施設となっています。

圏域の医師数(従業地)は1980年には41人でしたが、2006年には88人となり、この間に約2倍に増加しています。

※医療施設の種類

【病院】医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの。

【一般診療所】医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。

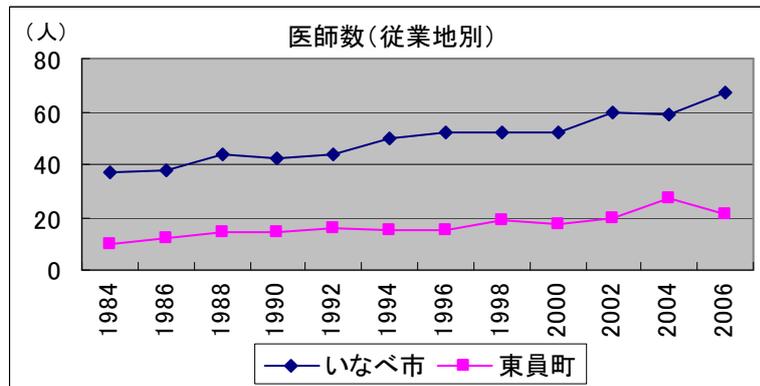
【歯科診療所】歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの。

【図表18】医療施設数等(単位:院、所)

	病院数	診療所数	歯科診療所数	合計
いなべ市	4	25	19	48
東員町	2	13	9	24
合計	6	38	28	72

【図表19】医師数(従業地)の推移(単位:人)

年	1980	1990	2000	2006
いなべ市	33	42	52	67
東員町	8	14	17	21
合計	41	56	69	88



資料:図表18、19
三重県医療政策室
(H19年10月1日現在)

第1章 圏域の概況

圏域内の病院の概要については図表20のとおりです。

【図表20】病院の概要

名称	病床数	診療科数	診療科名	備考
三重県厚生農業協同組合連合会 いなべ総合病院	220	18	内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、小児科、外科、肛門科、脳神経外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、産婦人科、眼科、放射線科、麻酔科、皮膚科、整形外科、リュウマチ科、リハビリテーション科	救急告示病院 災害指定病院
医療法人社団 大和会 日下病院	154	15	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、リュウマチ科、婦人科、消化器内科、循環器科、呼吸内科、糖尿病・代謝内科、消化器外科、大腸・肛門外科、リハビリテーション科	療養病床 48 床
医療法人 北勢会 北勢病院	176	4	精神科、内科、神経科、歯科	
療養病床医療施設 大安病院	55	1	内科	療養病床 55 床
医療法人大仲会 大仲さつき病院	242	4	精神科、内科、神経科、歯科	
医療法人康誠会 東員病院	247	3	精神科、内科、神経科	認知症疾患医療センター指定病院

資料：各病院ホームページ（H22年4月）

本圏域唯一の救急告示病院及び災害指定病院である、いなべ総合病院は24時間診療の救急医療体制が整備され、休祭日および夜間の救急患者の約97%を受け入れるなど、圏域における医療の拠点となっています。

【図表 21】 いなべ総合病院の利用状況(H20 年度) (単位:人、%)

区分	患者数			
	いなべ市	東員町	その他	計
通常外来	160,585	18,647	30,609	209,841
	76.5%	8.9%	14.6%	100.0%
時間外、深夜、休日	8,397	1,463	3,386	13,246
	63.4%	11.0%	25.6%	100.0%
救急者搬送	761	211	384	1,356
	56.1%	15.6%	28.3%	100.0%

資料:いなべ総合病院提供

第1章 圏域の概況

② 福祉

圏域の主な福祉施設は、児童福祉施設が24施設、老人福祉施設が20施設、障害者福祉施設が19施設などとなっています。

【図表22】福祉施設の状況（単位：所、人）

施設の種類の種類		いなべ市	東員町
児童福祉施設	保育所	15	6
	定員(人)	1,480	370
	児童館	3	-
老人福祉施設	養護老人ホーム	1	-
	介護老人保健施設	1	-
	特別養護老人ホーム	2	1
	認知症対応型共同生活介護	3	2
	訪問看護ステーション	3	1
	老人福祉センター	2	-
	軽費老人ホーム・ケアハウス	-	1
	認知症疾患医療センター	-	1
有料老人ホーム	-	2	
障害者福祉施設	旧精神障害者生活訓練施設	1	-
	旧知的障害者授産施設(通所)	3	1
	共同生活援助事業所(グループホーム)		
	共同生活介護事業所(ケアホーム)	4	3
	指定就労移行支援事業所	1	
	指定生活介護事業所	2	1
	指定相談支援事業所	2	-
旧精神障害者福祉ホーム	-	1	
その他		-	2

資料：三重県監査室(H21年12月)

(5) 教育及び文化

① 学校

圏域には、高等学校が1校、中学校が6校、小学校が21校あります。いなべ総合学園は、北勢地域唯一の総合学園高等学校として、多様な個性や進路希望をもつ生徒に対応するため170科目以上の講座を開設しています。

【図表23】高等学校、中学校、小学校、幼稚園の状況（単位：校、園）

	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
いなべ市	1	4	15	-
東員町	-	2	6	6
合計	1	6	21	6

【図表24】いなべ総合学園高等学校の通学者（単位：人）

いなべ市	東員町	その他	計
381	119	450	950

資料：いなべ総合学園高等学校学校要覧（H20年5月1日現在）

② 文化・スポーツ施設

圏域の文化・スポーツ施設については図表25のとおりです。

【図表25】文化・スポーツ施設の状況（単位：所）

	施設の種類	いなべ市	東員町
文化施設	市民会館等	4	2
	図書館	4	1
	資料館	2	1
スポーツ施設	体育館	4	1
	野球場	8	2
	陸上競技場、運動場	4	4
	プール	2	1
	武道場	3	1
	テニスコート	2	2
	サッカー場	1	-
フットサルコート	1	-	

資料：いなべ市、東員町調査（H22年4月）

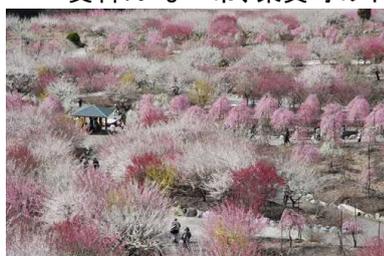
(6) 公園等

圏域には3箇所、約22haの都市公園が整備されています。その他にはいなべ市農業公園、青川峡キャンプパーク、東員町山田溜公園、東員町万助溜公園などが設置されています。

【図表26】主な公園等の状況(単位:所)

施設の種類	名称	面積(ha)
都市公園	いなべ公園	7.3
都市公園	中部公園(東員町)	14.5
農業公園	いなべ市農業公園	56.0
その他	青川峡キャンプパーク(いなべ市)	3.0
その他	山田溜公園(東員町)	7.0
その他	万助溜公園(東員町)	3.7

資料:いなべ市、東員町のホームページをもとに作成(H22年4月1日現在)



いなべ市農業公園



青川峡キャンプパーク



山田溜公園(東員町)

(7) 公共交通及び道路

国道421号、365号及び306号が圏域の交通・物流を担っています。

鉄道では、三岐鉄道北勢線と三岐線の2路線が通っており、14駅(北勢線6、三岐線8)があります。また、バス路線は、三重交通桑名阿下喜線が通っています。これらの公共交通機関は、圏域での公共交通の中心的役割を担っています。

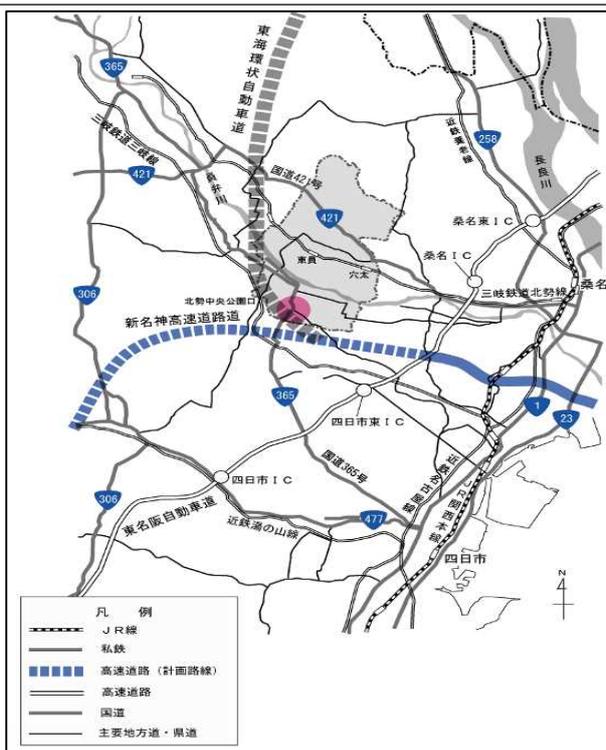
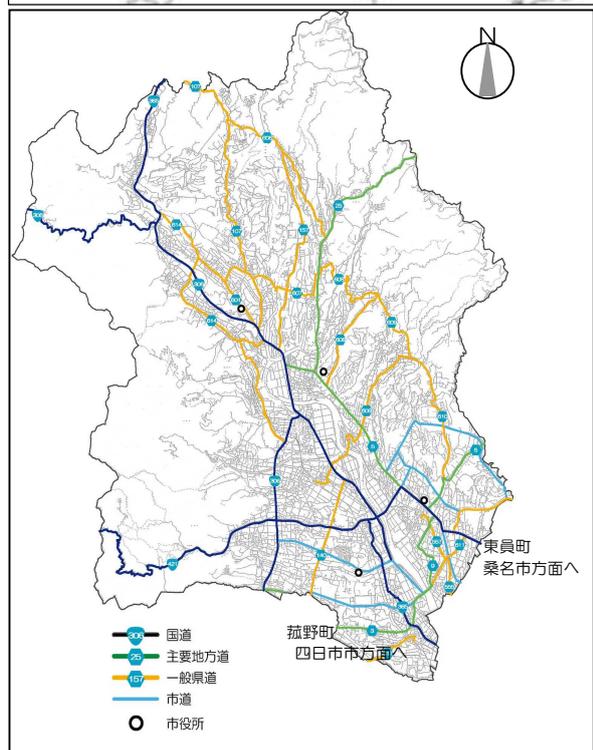
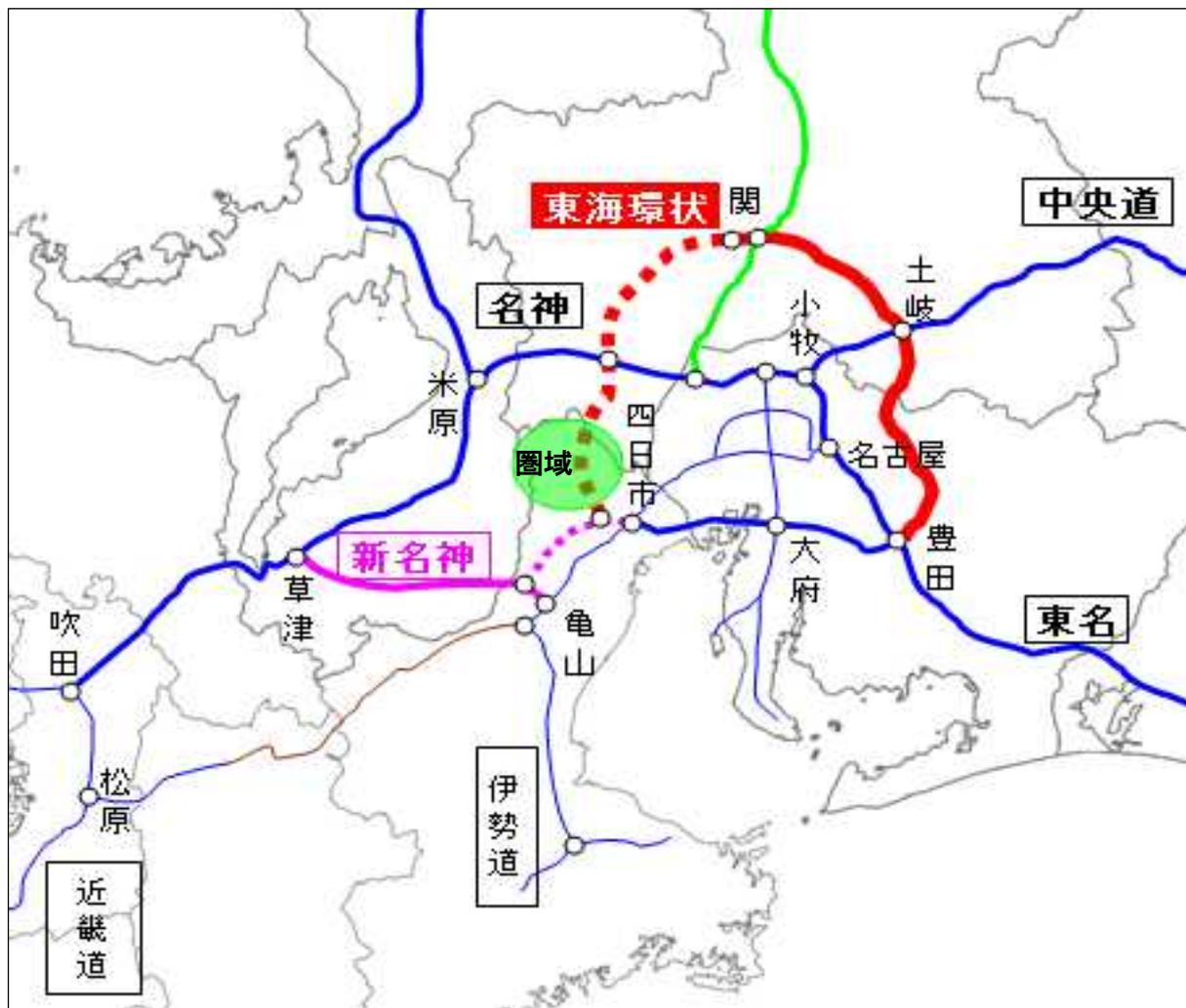
なお、平成23年には国道421号石榑トンネルの開通が予定され、また東海環状自動車道の整備も進められており、関西圏と名古屋圏を取り巻く環状軸との結節点として、産業・経済、物流をはじめ、多様な交流を発展させる可能性がさらに高まりつつあります。

【図表27】三岐鉄道圏域内主要駅の乗車人員(H20年度)(単位:人)

北勢線	阿下喜	楚原	大泉	東員
	121,453	177,630	106,192	153,350
三岐線	大安	三里		
	167,716	133,675		

資料:三岐鉄道提供

【図表28】 広域道路網



(8) 市民活動等

より良い社会を創るために住民自らが自発的な活動を行う市民活動が、圏域においても活発化しています。市民・自治会・企業・行政が協力してまちづくりを進めることを目的に、さまざまな分野で活躍する市民活動団体やボランティアグループが、それぞれの市民活動室及び市民活動支援センターに登録し活動しています。

【図表 29】登録ボランティア団体(単位:団体)

	登録ボランティア団体数
いなべ市	58 (H22年5月現在)
東員町	54 (H22年5月現在)

資料:いなべ市、東員町社会福祉協議会 ホームページをもとに作成

第2章

圏域の将来像

～光り輝く地域の創出と発展に向けて～

1. 圏域の将来像

「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことが定住自立圏構想の基本理念です。この構想により目指す本圏域の姿は、“いつまでも住み続けたいと思える地域” “訪れてみたい・住んでみたいと思える地域”です。

そこには、豊かな自然があり、自然と共生できるゆとりある空間が創出され、充実した医療体制を始めとする安心・安全を支える生活機能が整っています。そこでは、障害や疾病の有無にかかわらず子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らし、いきいきと輝く笑顔が地域に満ち溢れています。また、住民一人ひとりが、認め合い支え合って暮らす、住民が主役のまちづくりがすすめられています。旧員弁郡の長い歴史により築き上げられた確かな自信が地域全体に醸成され、そこに住まう人がその地を誇りと思える地域です。

“いつまでも住み続けたいと思える地域” “訪れてみたい・住んでみたいと思える地域”

豊かな自然

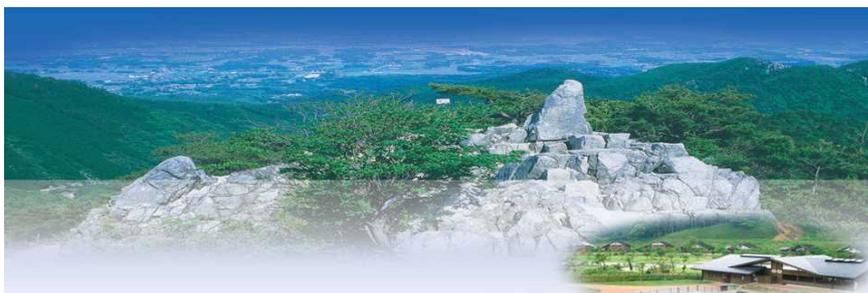
いきいきと輝く笑顔

誇りと自信

光り輝く地域

緑豊かな自然に囲まれ、住民一人ひとりが、認め合い・支え合い、だれもがいつまでも安心していきいきと暮らせ、住まう人が誇りと思える活力に満ちた地域

■豊かな自然、いきいきと輝く笑顔、誇りと自信



上: 青川峡キ
ャンピングパ
ーク

右:
宇賀溪
長尾滝

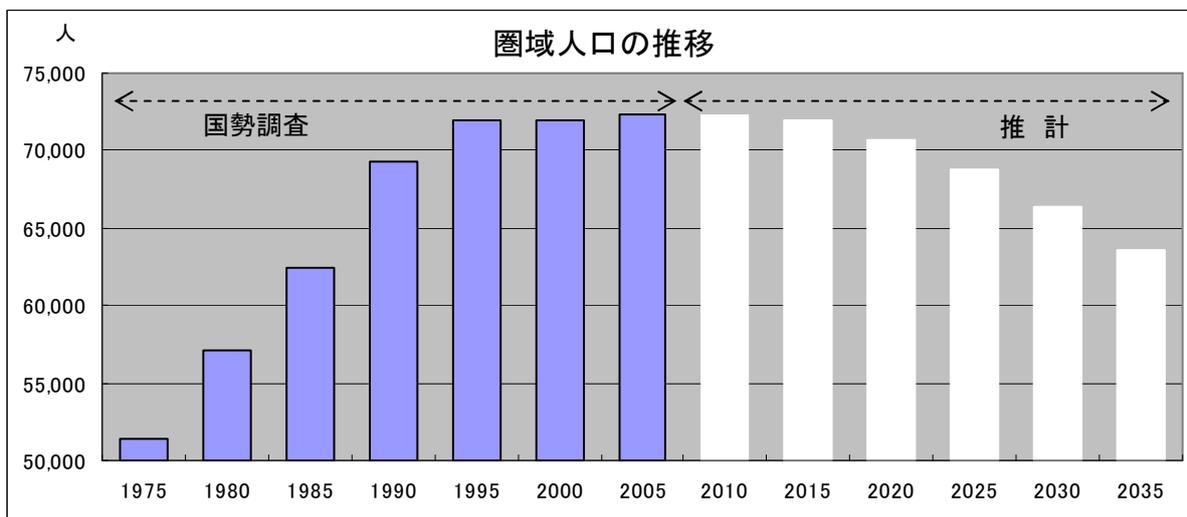
下: 鈴鹿国定公園
砂山

2. 圏域の将来人口目標

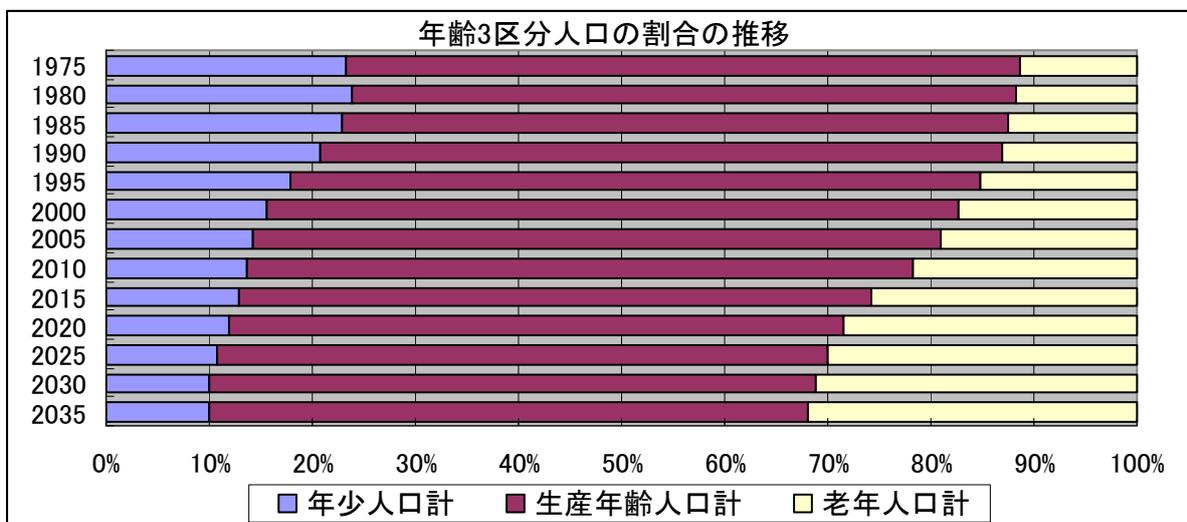
2005年（H17年）の国勢調査における圏域の総人口は72,343人です。今後の人口の予測については、図表30のとおり本計画の目標年次である2015年には71,891人と予測されています。さらに、2035年には63,624人となり、2005年と比較して約8,719人の減少となります。人口減少とともに少子高齢化も進み、図表31のとおり2005年の国勢調査では老年人口（65歳以上）の割合は19.1%、年少人口（15歳未満）の割合は14.1%となっていますが、2035年には、老年人口の割合は31.9%、年少人口の割合は10.0%になると推計されています。

そこで、この構想による圏域の将来像の実現を目指すにあたり、本計画の目標年次である2015年（平成27年）の圏域の将来人口を概ね72,000人とします。

【図表30】 圏域の将来推計人口（単位：人）



【図表31】 年齢3区分別人口割合の推計



資料：図表30、31 2005年まで 国勢調査、2010年以降 将来推計人口

3. 将来像実現のための基本的な考え方

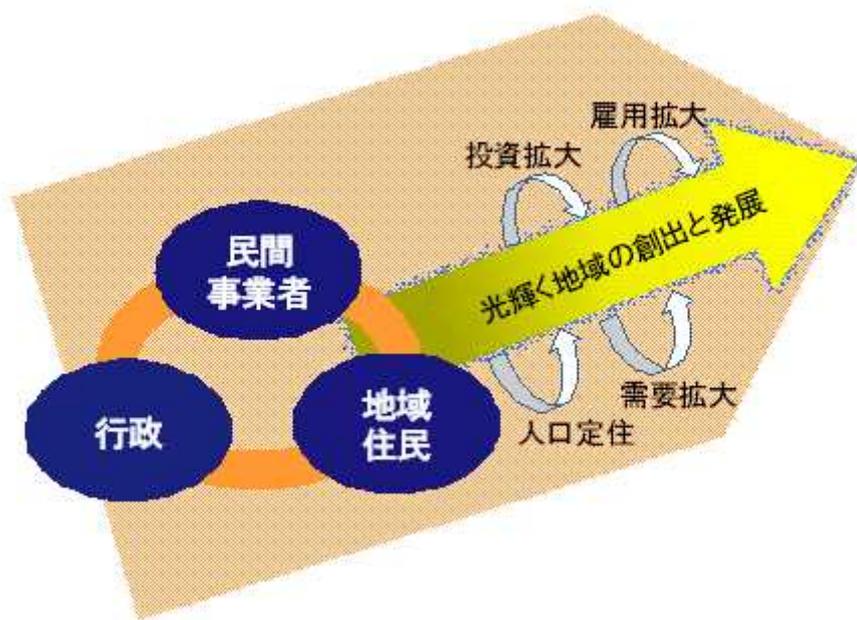
(1) 集約とネットワークによる圏域マネジメント

定住自立圏の形成に向けて、いなべ市と東員町がそれぞれの個性を生かし、光り輝く地域の創出と発展に向けて、協力と連携を図りながら取組んでいきます。その上で中心市である、いなべ市は、リーダーシップを発揮して圏域住民の暮らしに必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化を図る連携施策を東員町と協力して実施していきます。

(2) 民間活力の活用

住民の生活機能の確保という観点から住民の雇用を確保し暮らしを支えるサービスを提供する民間企業の役割は重要です。また、地域づくりを担う多様な主体が積極的に活躍することも重要です。

このため、民間事業者が行う生活基盤の整備やサービス、地域づくりを担う住民団体の取組みを積極的に支援していきます。



4. 定住自立圏形成の視点

“いつまでも住み続けたいと思える地域” “訪れてみたい・住んでみたいと思える地域”の実現を図るため、定住自立圏構想による「集約とネットワーク」の考え方を基本として、次の3つの視点に基づく分野において取組みを進めていきます。

1. 生活機能の強化

医療、福祉、教育、防災、産業振興

2. 結びつきやネットワークの強化

地域公共交通、道路等の交通インフラ、地域内外の住民との交流移住、住民参画

3. 圏域マネジメント能力の強化

人材育成

5. 圏域の可能性

人口定住に向けた取組みを進めていくうえで、本圏域のポテンシャルを最大限に活かしていく必要があります。

(1) 中部圏と関西圏が交わる東西の玄関口

本圏域は、名古屋市を中心部から約30kmの距離にあり、西は滋賀県、北は岐阜県と接し、中部圏と近畿圏の結節点に位置しています。東海環状自動車道の西回り、国道421号石樽トンネルの開通により、この玄関口としての機能がさらに高まり、「企業活動」や「観光」におけるポテンシャルが期待されます。

経済産業省の「高速道路インターチェンジからの距離別工業立地件数調査」によれば、インターチェンジ（以下、IC）から10km以内に78.1%の工場が立地されています。現在整備中の東海環状自動車道では、本圏域に3ヶ所（東員、大安、北勢）のICが整備される予定であり、今後更に工業立地が進む可能性があります。また、物流の利便性が向上し既存企業においても企業活動のポテンシャルが高まります。

道路ネットワークにより定住自立圏単位での交流や大都市圏との結びつきが強化されることは、企業活動分野だけでなく、観光・交流分野における発展も期待されます。「スローラ

イフ」に象徴されるように、自然の中で心豊かに過ごしたい人が増えています。いなべ市農業公園、中部公園など自然豊かな地域資源を数多く有する本圏域は、観光・交流分野のポテンシャルも高いといえます。

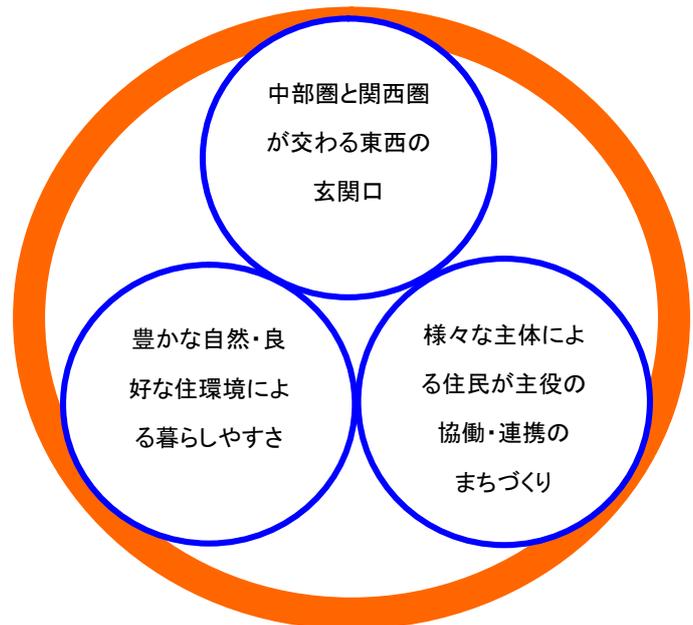
(2) 豊かな自然と良好な住環境による暮らしやすさ

名古屋市の中心部から約30kmの距離にあるにも関わらず、豊かな自然環境と大都市と比較して良好な住環境が、圏域住民に生活の豊かさを感じさせています。健康志向やワークライフバランスの進展と相まって、定住促進のポテンシャルが高まります。

(3) さまざまな主体による住民が主役のまちづくり

本圏域ではコミュニティ組織をはじめNPOなど多様な主体が、積極的に地域づくりに参加し、住民一人ひとりが主役となったまちづくりが進められています。近年低下傾向にあるとは言え、助け合い・支え合いが地域にしっかり根付いています。一人ひとりが認め合い、支え合って暮らしていける圏域は、いつまでも安心して、いきいきと暮らせ、そこに住まう人が地域を誇りと思える“光り輝く地域”として発展していくポテンシャルをもっています。

**地域資源を最大限に活用した
定住・自立のポテンシャル**



第3章

圏域の課題と 課題解決に向けた基本方針

定住自立圏構想は、人口減少社会にあって地方圏に人口定住の受け皿を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人口の流れを創出しようとする施策です。

そこで本章では、圏域住民のニーズを確認し、人口の定住を図っていくうえで本圏域が抱える諸課題について、以下の3つの視点に基づく分野において整理します。

- 生活機能の強化に係る政策分野
 - ・ 医療、福祉、教育、防災、産業振興
- 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - ・ 地域公共交通、道路等の交通インフラの整備、地域内外の住民との交流・移住促進、住民参画
- 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 - ・ 人材育成

1. 圏域住民のニーズ等

いなべ市及び東員町が総合計画策定にあたり実施した住民意識調査では、今後特に力を入れる施策として図表32のとおり、「医療」と「高齢者福祉」に関する施策が全ての調査で上位にあげられています。

また、「若者の定住」や「公共交通機関の利便性向上」に関する施策も重要とされています。

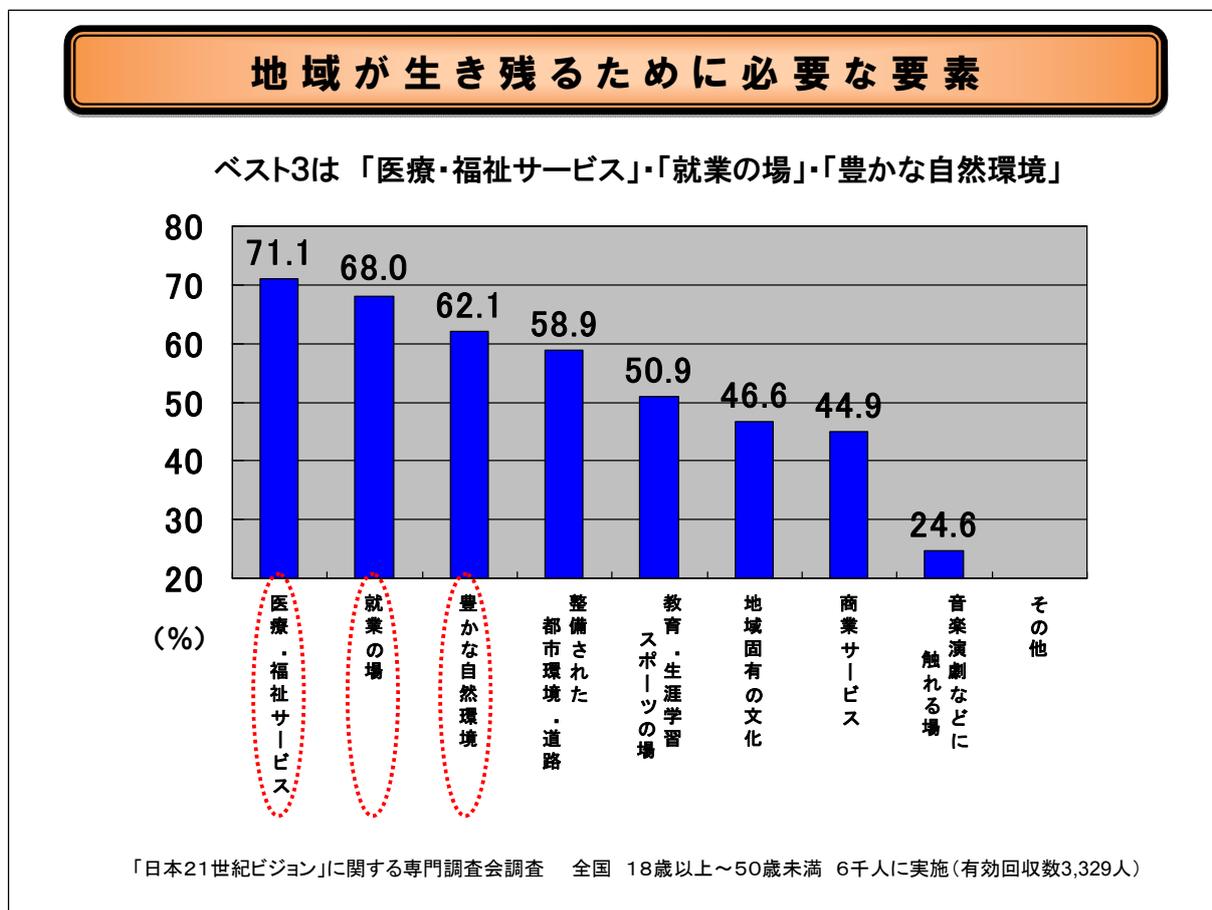
■【図表32】住民意識調査(資料:いなべ市、東員町)

圏域住民のニーズ			
今後、特に力を入れる施策として「医療」、「高齢者福祉」関連施策が全てにランク・イン			
	いなべ市		東員町
	総合計画(H16.8)	都市マス(H17.8)	総合計画(H20.8)
1	若者の定住 (26.5%)	地震防災対策 (40.9%)	医療体制の充実 (46.6%)
2	公共交通機関の利便性 (26.2%)	救急医療・小児医療施設の充実 (34.4%)	高齢者施策の充実 (41.4%)
3	保健・ 医療体制の充実 (24.8%)	老人・高齢者福祉施設の充実 (32.5%)	防犯対策の充実 (30.1%)
4	児童・ 高齢者・障害者福祉体制の充実 (22.9%)	子育て・教育環境の充実 (26.4%)	公共交通機関の利便性の向上 (22.4%)
5	防犯対策 (21.2%)	ごみ処理施設の整備 (18.4%)	自然の保護・環境保全等 (21.1%)

各計画策定における住民意識調査の結果より 計画名の右側()は実施時期

なお、地域が生き残るために必要な要素として、内閣府が行った調査によれば、図表33のとおり「医療・福祉サービス」、「就業の場」、「豊かな自然環境」が高い割合を示しています。

■【図表33】地域が生き残るために必要な要素(資料:内閣府)



2. 圏域の課題と課題解決に向けた基本方針

1. 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

地域医療の確保は、住民が安心して暮らしていくための必要条件であり、「人口定住の受け皿形成」の実現のための重要な要素です。平成19年10月1日時点の当圏域における人口1千人当たりの医療施設数は約0.99施設、同医師数は約1.21人となっており、三重県の平均施設数約1.31施設、医師数約1.87人と比較するといずれも下回っています。

このように限られた医療資源の中、本圏域の医療体制は、いなべ総合病院を中心に72の医療施設により確保されています。特に救急医療は、いなべ総合病院の24時間救急体制や、いなべ医師会による休日診療体制（在宅医当番制度）によって維持されています。また、圏域の産科医療体制も、唯一いなべ総合病院において確保されています。

しかし、大都市への医師の偏在などにより地方の勤務医不足が今後さらに拡大すれば、いなべ総合病院においても医療サービスの低下が憂慮されます。また、当圏域の広範なエリアが医師会による休日診療体制を運営していくうえで課題となっています。

公立病院を設置していない本圏域においては、地域医療の砦であるいなべ総合病院の医療体制を圏域全体で支えるとともに、医師会といなべ総合病院との連携、適正受診や「かかりつけ医」の役割・必要性の普及・啓発など、圏域の医療体制を支える取組みを充実させ、「圏域完結型」医療体制の構築を図っていく必要があります。医療資源は圏域住民の共有財産であり、医療関係者が働きやすい環境の整備、さらには医師に選ばれる環境を圏域全体で構築していく必要があります。

また、近い将来発生が予想されている東海、東南海地震などの大規模災害時における災害医療体制構築の取組み、いつまでも元気で暮らせるよう疾病の予防と早期発見に向けての取組み、さらには住民の健康づくりや高齢者の生き甲斐づくりなどの取組みも重要課題です。

課題解決に向けての基本方針

救急医療体制が確保され圏域住民への医療サービスが円滑に提供されるよう、関係機関への支援に努めます。

- | | |
|---------------|--|
| 【主な施策】 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 救急医療体制及び医療従事者の確保 2. 災害医療体制の整備 3. 周産期医療の充実 |
|---------------|--|

(2) 福祉

当圏域においても高齢化が加速しています。独居老人の増加など社会環境の変化が支援を必要とする高齢者を増加させています。障害者自立支援法の施行による利用者応益負担などの導入、そして同法見直しの議論など、障がい者を取りまく環境は激しく揺れ動いています。高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、高齢者福祉や障がい者福祉の充実を図る必要があります。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や地域コミュニティなどとの連携・協力による地域ネットワークの強化、家族介護者やこれを支える団体の育成と支援が必要です。また、公平、公正かつ迅速、的確な介護認定審査による介護保険利用者等のサービスの向上も求められています。

障がい者が住みなれた地域で地域社会の一員として尊重され、安心して暮らしていけるよう障がい者福祉サービスの充実が求められています。特に重度障がい者においては単独施設での対応には限界が有ります。公的支援や医療機関をはじめとする関係機関の連携による圏域全体での支援が必要です。公平、公正かつ迅速、的確な障害者給付費等の認定審査による利用者等のサービスの向上も求められています。

また、障がい者の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記奉仕者によるコミュニケーション支援が必要です。障がい児やその保護者などの育児の悩みや不安を解消するための支援や、様々な障がいのある子どもへの対応を充実させる必要もあります。

課題解決に向けての基本方針

介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供に努めます。

- | | |
|---------------|---|
| 【主な施策】 | <ol style="list-style-type: none">1. 介護サービスの推進2. 障がい者介護サービスの推進3. 障がい者福祉サービスの推進4. 障がい児福祉サービスの充実 |
|---------------|---|

(3) 教育

県内外から高い評価を得ていた「員弁の教育」。自然や歴史、文化など地域素材を教材として学ばせたり、米づくりや昔の遊びなど地域住民の支援を得たりしながら、一人ひとりの児童に「生きる力」を身につける教育が実践されてきました。教師や保護者、そして地域住民も常に児童の視点に立った労を惜しまない地域ぐるみの教育が実践されてきました。

しかし、員弁の教育を支えてきた「教育力」、「親が子を育てる力」、「地域で子どもを守り育てる力」が低下してきています。未来の員弁を担う子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「たくましく生きる力」を育む教育が求められています。

また、今日的課題である「いじめ」や「不登校」等の人間関係で悩む児童や、子育てに悩む保護者のための教育相談支援体制の充実が求められています。更には特別支援の必要な児童生徒の増加に伴う対応や外国人児童生徒の受け入れ体制の充実も課題です。

課題解決に向けての基本方針

児童の豊かな心、たくましく生きる力、確かな学力を育むため、教員の総合的な教育能力の向上を図ります。いじめ問題や不登校など、人間関係で悩む児童等への対応に努めます。

- 【主な施策】
1. 教員の指導力の向上
 2. 不登校などの課題に対する適切な対応

(4) 防災

消防団は、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動など、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。近年、就業構造や地域社会への帰属意識の希薄化などにより、新たに団員として参加する若年層が減少しています。このような社会的背景により、全国で120万人であった団員が現在では88万人に減少し、適正な規模で活力ある消防団の維持・確保が課題となっています。本圏域においては、就業先企業の理解と協力などにより、現時点では適正な団員数が維持されていますが、団員の維持・確保については、社会的背景など課題は多く、更なる取組みの強化を図る必要があります。

要員動員力や即時対応力という消防団の特性を発揮していくには、地域の実情に応じた適切な訓練が欠かせません。特に大規模災害を想定した防災訓練が必要です。

建物の複雑化、高齢化社会の進展などに伴い消防業務が複雑化・困難化しています。また、東海・東南海地震などの大規模な自然災害の発生が懸念され、圏域住民の不安は高まっています。このような災害に迅速かつ的確に対応するため、桑名消防本部と連携し防災・消防体制の強化を図る必要があります。

課題解決に向けての基本方針

防災、消防体制を強化して地域防災力の向上を図ります。

【主な施策】 1. 地域防災力の向上

(5) 産業振興

定住自立圏構想を推進していくうえにおいて産業の振興は、圏域住民の生活基盤となる雇用や家計に密接に関係する重要な課題です。本圏域の雇用と経済を支える自動車関連産業は、日本を代表するグローバル企業であり、当該企業の雇用や移出により生み出される所得は、世界経済の動向に大きく影響されます。本圏域の雇用と経済基盤をより強固で安定したものとするため、圏域の産業の特性などを十分に把握したうえで、産業振興の取組みを進めていく必要があります。

また、豊かな自然や農産物、歴史文化などの地域資源を最大限に活かした産業振興の取組みによって地域経済を活性化し、雇用を確保して人材の流出防止を図ることが必要です。

① 農業

担い手の高齢化が農地の保全や管理に影響を及ぼしています。農業を守ることが圏域の豊かな自然環境を守ることに繋がります。圏域の資源である農地を有効活用して、高齢者の生きがい対策や、定住・移住の促進による労働力の確保を図る必要があります。

特産品や安全安心が確立された農産物を地域ブランドとして、関西、中京圏はもとより全国へ流通させる取組みをさらに強化することも重要です。また、豊かな自然と農業、観光を活用したグリーンツーリズムなどの取組みも交流人口を拡大させこれを定住につなげるうえで重要です。

②工 業

本圏域は日本を代表する自動車関連企業の一定の集積があり、今後もこれら企業の新たな設備投資などの需要に機動的に対応できるよう、基盤整備や多方面での支援を進めていく必要があります。また、地理的優位性を活かし産業の多重化を進める取組みも重要です。

③商業・観光

豊かな自然と農業、観光を活用したグリーンツーリズムや歴史ある町並みの活性化などにより交流人口を拡大させ、定住につなげる取組みが必要です。（再掲）

課題解決に向けての基本方針

企業誘致の促進により住民の雇用の安定や若者の定住化を図ります。

農地や農産物などの豊かな自然の恵みや観光資源、歴史ある町並みを活用し、交流・集客の拡大を図ります。

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

通勤・通学、通院、買い物などにおける住民のニーズは、行政区域にとらわれず広域的なエリアに広がっています。定住自立圏において地域公共交通の確保は、高齢化が進行するなかでの交通弱者対策や交通空白地域の解消に止まらず、中核的医療施設や福祉施設などをネットワークでつなぐという観点から非常に重要です。本圏域では福祉バスとコミュニティバスが運行されていますが、両市町と公共交通機関が連携・調整し、誰もが利用しやすいより効果的・効率的な運行を実施していく必要があります。

また、三岐鉄道三岐線及び北勢線の支援や駅前機能の整備を関係機関との協議により進めていく必要があります。

課題解決に向けての基本方針

コミュニティバス及び福祉バスと鉄道及び路線バスとの連携強化などにより、圏域総体として公共交通の利便性の向上を図ります。

【主な施策】 1. 地域公共交通ネットワークの維持・強化

(2) 道路等の交通インフラの整備

交通インフラの整備は、住民生活を支え地域内外の交流を促進し、さらには都市基盤をネットワークでつなぐ重要な機能を有しています。

特に本圏域は、名古屋市の中心部から約30kmの距離にあり、西は滋賀県、北は岐阜県と接し、中部圏と近畿圏の結節点に位置する地理的優位性により優良企業が立地しています。今後もこの地理的特性を最大限に生かし、本圏域の競争力を更に高め産業振興、雇用創出を図るため、東海環状自動車道の整備促進や新たな企業投資を呼び込めるような幹線道路の整備を図っていく必要があります。また、いなべ総合病院やいなべ総合学園高等学校などの都市基盤へつながる道路整備を進めていくことも重要です。

課題解決に向けての基本方針

広域的な視点での幹線道路及び生活道路の整備により、物流の円滑化、住民の利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の整備促進により圏域内外の交流促進を図ります。

【主な施策】 1. 幹線道路、生活道路の整備
2. 東海環状自動車道整備促進に向けた連携

(3) 地域内外の住民との交流・移住促進

ライフスタイルや価値観の多様化のなか、「スローライフ」という言葉に代表されるように、田舎暮らしが見直されつつあります。I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人たちが全国的に増え、“住みたいまちで暮らせる”ための条件整備が求められています。

一方、地方においては、過疎化・少子高齢化などにより空き家の増加が深刻化し、その対策が求められています。本圏域においても空き家が増加・放置され、防犯面や景観面で課題となっています。

人が住むことで住居としての存在意義が保たれ、健全な地域の維持や景観の保全にもつながり、地域住民が増えることで地域が活性化します。また、人の移動による経済効果も期待されます。空き家を有効活用して交流移住の促進を図る必要があります。

課題解決に向けての基本方針

空き家、空き地の有効活用により移住・定住の促進を図ります。

【主な施策】 1. 移住・定住の推進

(4) 住民参画

少子高齢化が進行するなかで、地域の中で支えあう関係づくりが重要になってきています。また、「公共」を担う役割が変化しつつあるなかで、人の役に立ちたい、地域社会の課題解決や自己実現をしたいという市民が、新たな「担い手」として期待されています。

本圏域においても、公共の領域を多様な主体が担う時代に向けて市民活動団体の支援が必要です。また、市民活動を導くリーダーやさまざまな担い手をつなぎあわせ相乗効果を発揮させるコーディネータの養成が求められています。

課題解決に向けての基本方針

新たな担い手としての市民活動団体等の活動支援を図ります。

【主な施策】 1. 住民参画の推進

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

圏域全体の活性化を目指し魅力ある施策を企画・運営していくためには、いなべ市及び東員町の職員が資質を向上させ、圏域マネジメント能力を高める必要があります。そこで、合同研修などにより市町職員の人材育成を図る必要があります。

また、圏域内で活動又は生活する企業・住民などが、自ら暮らす地域の未来に、自ら責任と新しい発想を持ち、限られた資源の中で、魅力ある地域づくりを推進していくためには、行政だけでなく、企業・住民などと共同で取り組んでいかなくてはなりません。そのためには、地域をけん引する圏域内の企業・住民などの人材を育成するため、各専門分野で全国的に活動している方などを講師又はアドバイザーとして招き、専門分野における課題や最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術などを学び身に付ける必要があります。

課題解決に向けての基本方針

職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

【主な施策】 1. 人材育成の推進

第4章

具体的取組

～光り輝く地域の創出と発展に向けて～

人口定住を図っていくための諸課題の解決に向けた基本方針に基づき、取組みを進めていく必要があります。そして、定住自立圏構想を推進することより、第3章で掲げた「圏域の将来像」の実現を図っていきます。

そこで本章では、「定住自立圏形成協定」に基づき推進する具体的な取組みについて掲載します。

なお、この取組みは、平成22年4月9日にいなべ市と東員町が締結した「旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定書」に基づく現時点での施策及び事業計画です。また、事業計画における事業費については、毎年度の予算により定めます。

■旧員弁郡定住自立圏構想による取組事業【9分野 16施策 45事業】

1. 生活機能の強化に係る政策分野 【4分野 10施策 22事業】

・医療 ・福祉 ・教育 ・防災

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 【4分野 5施策 21事業】

・地域公共交通 ・道路等交通インフラ整備 ・交流移住促進 ・住民参画

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 【1分野 1施策 2事業】

・人材育成

定住自立圏構想実現に向けた施策体系図 (事業番号) (頁)

生活機能の強化に係る政策分野	医療	ア 救急医療体制及び医療従事者の確保	1	いなべ総合病院救急医療体制確保支援事業	52		
			2	一次救急医療体制確保事業(在宅医当番制度)	52		
			3	二次救急医療体制確保事業	53		
			4	適正受診等啓発事業	53		
			5	医療従事者緊急確保事業	54		
			6	医師養成奨学金事業	54		
			7	いなべ総合病院医療従事者等研修啓発事業	55		
			イ 災害医療体制の整備	8	災害医療体制整備事業	57	
			ウ 周産期医療体制の充実	9	産科医確保支援事業	59	
				10	妊婦検診受診等啓発事業	59	
	福祉	ア 介護サービスの推進	11	介護認定審査会事業	61		
			12	家族介護支援事業	61		
			イ 障害者介護サービスの推進	13	障害者介護給付費等支給審査会事業	63	
				ウ 障害者福祉サービスの推進	14	障害者通所施設重度障害者加算事業	65
		15	障害者通所施設医療的ケア支援事業		65		
		16	手話通訳者等派遣事業	66			
		エ 障害児福祉サービスの充実	17	いなべ地区子育て事業	68		
	教育	ア 教員の指導力の向上	18	教育研究所事業	70		
			19	郡市教育研究会事業	71		
イ 不登校などの課題に対する適切な対応		20	教育支援センター事業	73			
防災	ア 地域防災力の向上	21	総合防災訓練事業	75			
		22	桑名消防本署員弁南分署指揮隊事業	75			
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	地域公共交通	ア 地域公共交通ネットワークの維持・強化	23	福祉バス事業	77		
			24	コミュニティバス事業	77		
			25	コミュニティバス待合所整備事業	78		
			26	三岐鉄道北勢線支援事業	78		
			27	三岐鉄道北勢線駅前管理・整備事業	79		
			28	三岐鉄道北勢線駅前管理・整備事業	79		
			道路等交通インフラ整備	ア 幹線道路、生活道路の整備	29	市道笠田新田坂東新田線整備事業	82
					30	市道大井田3区292号線整備事業	82
	31	市道西方上笠田線自歩道設置事業			83		
	32	市道大安東部線自歩道設置事業			83		
	33	町道中上南大社線整備事業			84		
	34	町道穴太南北線整備事業			84		
	35	町道大木八幡新田線整備事業			85		
	36	笹尾幹線1号線歩道補修事業			85		
	37	主要地方道四日市・員弁線整備促進事業			86		
	38	国道421号整備促進事業			86		
		イ 東海環状自動車道整備促進に向けた連携	39	東海環状自動車道整備促進事業	88		
	交流移住促進	ア 移住・定住の推進	40	空き家・空き地バンク事業	90		
			41	移住・定住調査研究事業	90		
			42	定住促進奨励金事業	91		
			43	出生・小中学校入学祝金支給事業	91		
			44	観光資源活性化事業	92		
45			歴史ある町並み活性化事業	92			
46			元気づくりシステムの全国発信事業	93			
住民参画			ア 住民参画の推進	47	市民活動団体つながり醸成事業	95	
	48	ボランティアコーディネーター養成事業		95			

圏域マネジメントの能力強化に係る政策分野				
人材育成	ア 人材育成の推進	49	政策立案能力向上研修事業	97
		50	ザ・プロフェッショナル招へい事業	97
		51	地域人材育成事業	98

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(1) 医療				
	施策	ア 救急医療体制及び医療従事者の確保				
協定の内容	■取組内容 1 圏域唯一の総合病院であるいなべ総合病院の救急医療体制を確保するため、休日夜間における急患診療体制の運営に対して支援を行う。 2 一次救急医療体制の確保を図るため、休日の在宅医当番制度の維持等についての取組を行う。 3 圏域の医療体制の維持を図るため、医師等の確保に向けた取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 乙と共同して休日夜間の救急医療体制の運営に必要な経費を負担する。 2 乙と連携して、いなべ医師会が行う在宅医当番制度が円滑に運営されるための経費を負担する。 3 乙と連携し、救急診療の適正受診について啓発を行う。 4 医師等の確保に向けた取組を行う。					
	■乙(東員町)の役割 1 甲と共同して休日夜間の救急医療体制の運営に必要な経費を負担する。 2 甲と連携して、いなべ医師会が行う在宅医当番制度が円滑に運営されるための経費を負担する。 3 甲と連携し、救急診療の適正受診について啓発を行う。					
施策実施効果	いなべ総合病院の24時間救急医療体制への支援、いなべ医師会の休日在宅医当番制度体制への支援、医師確保に向けた取組などにより、救急医療、休日医療など圏域における医療体制の維持が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	1	いなべ総合病院救急医療体制確保支援事業				
	2	一次救急医療体制確保事業(在宅医当番制度)				
	3	二次救急医療体制確保事業				
	4	適正受診等啓発事業				
	5	医療従事者緊急確保事業				
	6	医師養成奨学金事業				
	7	いなべ総合病院医療従事者等研修啓発事業				
事業費 (千円)	H22年度 77,127	H23年度 77,127	H24年度 77,127	H25年度 77,127	H26年度 77,127	計 385,635

第4章 具体的取組

No.	1	事業名	いなべ総合病院救急医療体制確保 支援事業				実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 いなべ総合病院の24時間救急医療体制を確保するため、休日夜間における急患診療体制の運営に対して支援を行う。								
■役割分担 いなべ市及び東員町は、24時間診療体制の運営状況及び実績等により必要な経費を負担する。								
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)		51,033	51,033	51,033	51,033	51,033	255,165	
■特定財源								
■その他 特記事項								

No.	2	事業名	一次救急医療体制確保事業				実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 圏域の中核病院との連携の下、民間診療所が交代して行う休日診療をいなべ市及び東員町は、いなべ医師会に委託する。								
■役割分担 事業実施に係る費用は、人口比率に応じて市町がそれぞれ負担する。								
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)		3,677	3,677	3,677	3,677	3,677	18,385	
■特定財源								
■その他 特記事項 病診連携等による地域医療を確保するため、いなべ市及び東員町が人口比率に応じてそれぞれ費用を負担する。 病診連携等による地域医療の確保に対する国の財政措置については、市町の上限額の範囲内において、市町間で上限額を調整することができる。								

No.	3	事業名	二次救急医療体制確保事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
いなべ市及び東員町は、病院群輪番制病院運営事業参加医療機関の二次救急診療体制の運営に対し支援を行う。							
■役割分担							
いなべ市及び東員町は、二次救急診療体制の運営状況及び実績等により必要な経費を負担する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268	21,340	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

No.	4	事業名	適正受診等啓発事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
軽症での総合病院志向、安易な夜間・休日の受診(いわゆる“コンビニ受診”)を抑制し適正受診を普及させるため、いなべ医師会及び関係機関と連携するなどして、適正受診、「かかりつけ医」の役割・必要性などの啓発を行う。							
■役割分担							
いなべ市及び東員町は、いなべ医師会及び関係機関と連携し事業を実施する。事業はそれぞれの市町が実施する。事業実施に要する費用は市町がそれぞれ負担する。市町は効果的な普及・啓発について検討や情報交換などの連携を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)							
■特定財源							
■その他							
特記事項 広報、保健事業に合わせて啓発を実施していく							

第4章 具体的取組

No.	5	事業名	医療従事者緊急確保事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
<p>圏域の中核病院が、民間診療所と連携、役割分担し、救急指定医療機関、病院輪番制病院運営事業参加医療機関、24時間一般診療医療機関として中核機能を果たすために必要となる医師、看護師等医療従事職員の確保にあたり必要な院内託児施設や研修医宿泊施設の運営について助成を行う。</p>							
■役割分担							
<p>福利厚生充実により医療従事者が確保しやすい勤務環境とすることで、医療従事者の確保に効果が見込め、圏域医療体制の維持・充実を図るため、いなべ市が事業を実施する。</p>							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	15,649	15,649	15,649	15,649	15,649	78,245	
■特定財源							
■その他特記事項							
<p>病診連携等による地域医療を確保するため、いなべ市が費用を負担する。 病診連携等による地域医療の確保に対する国の財政措置については、市町の上限額の範囲内において、市町間で上限額を調整することができる。</p>							

No.	6	事業名	医師養成奨学金事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
<p>大学の医学を履修する課程に在学する者のうち、将来、圏域の厚生労働省指定臨床研修指定病院において臨床研修を受け引き続き同病院において医師の業務に従事しようとする者に修学資金(月額12万円)を貸与する。</p>							
■役割分担							
<p>医師の確保に効果が見込め、圏域医療体制の維持・充実が期待できるため、いなべ市が事業を実施する。</p>							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	貸付に応じて支出						
■特定財源							
■その他特記事項							

No.	7	事業名	いなべ総合病院医療従事者等研修 啓発事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
いなべ総合病院において、大学病院等圏域の外部人材の講師を招き医師・看護師等医療従事者に研修を行うことにより、魅力的な研修環境とすることで医療従事者を確保する。なお、研修は公開講座とすることにより医療知識の市民への啓発を行い、市民の健康増進と適正受診の推進も図る。							
■役割分担							
医療従事者にとって魅力的な研修環境とすることで、医師の確保に効果が見込め、圏域医療体制の維持・充実が期待できるため、いなべ市が事業を実施する。							
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
(千円)		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
■特定財源							
■その他 特記事項							

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(1) 医療				
	施策	イ 災害医療体制の整備				
協定の内容	■取組内容 1 圏域の災害医療体制を確保するため、圏域内の災害拠点病院に対して災害医療体制の充実に係る支援を行う。 2 災害時に救護活動が円滑にできるよう、救護訓練を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 災害拠点病院に対して災害現場での救急医療の実施を可能とするため、医療機器と機材及びこれらを搬送する車両を整備して、災害拠点病院にその運用を委託する。 2 乙と共同し、災害時の救護訓練を行う。					
	■乙(東員町)の役割 甲と共同し、災害時の救護訓練を行う。					
施策実施効果	災害拠点病院における災害医療体制の充実に係る支援、災害拠点病院近隣でのヘリポートの整備、災害拠点病院などと連携して圏域の実情にあった災害救助訓練等の実施により、災害時における医療救護体制の強化が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	8	災害医療体制整備事業				
	事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
				150,000		150,000

No.	8	事業名	災害医療体制整備事業			実施主体	いなべ市
■事業概要 ・災害現場において緊急医療の実施を可能にするため医療機器と機材及びこれらを搬送する車両を整備して、災害拠点病院にその運用を委託する。 ・災害拠点病院近隣にヘリポートを整備する。							
■役割分担 災害時における圏域の医療体制の強化が期待できるため、いなべ市が事業を実施する。							
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
(千円)					150,000		150,000
■特定財源		社会資本整備総合交付金					
■その他							
特記事項							



いなべ総合病院

第4章 具体的取組

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(1) 医療				
	施策	ウ 周産期医療体制の充実				
協定の内容	■取組内容 1 圏域で唯一の出産取扱医療機関であるいなべ総合病院が実施する産科体制を確保するための取組に対して支援を行う。 2 未受診、飛び込み出産等のハイリスク出産の未然防止に向けた取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 医療機関が産科医等への処遇改善のために支給する手当に要する費用の一部について負担する。 2 乙と連携し、妊婦健康診査受診等の啓発等を行う。					
	■乙(東員町)の役割 甲と連携し、妊婦健康診査受診等の啓発等を行う。					
施策実施効果	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が実施する産科体制確保の取組みに対して支援を行うことにより、圏域で安心して出産できる体制の維持が期待できる。 啓発により飛び込み出産などハイリスク出産の未然防止が期待できる。 					
実施事業	事業NO	事業名				
	9	産科医確保支援事業				
	10	妊婦健診受診等啓発事業				
	事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	5,545

No.	9	事業名	産科医確保支援事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
出産取扱医療機関が、産科医等の処遇改善策として分娩手当を支給する場合に費用の一部を助成する。							
■役割分担							
圏域で安心して出産できる体制の維持が期待できるため、いなべ市が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	570	570	570	570	570	2,850	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

No.	10	事業名	妊婦健診受診等啓発事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査受診の啓発を行う。 ・中学校において、命の大切さ(妊娠管理、健診の重要性)を啓発する取組みを行う。 							
■役割分担							
いなべ市及び東員町がそれぞれ事業を実施する。事業実施に要する費用は市町がそれぞれ負担する。市町は効果的な啓発について情報交換や検討などの連携を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	539	539	539	539	539	2,695	
■特定財源							
■その他							
母子保健事業の中で実施する。							
特記事項							

第4章 具体的取組

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(2) 福祉				
	施策	ア 介護サービスの推進				
協定の内容	■取組内容	1 介護保険法に定める要介護状態等の審査判定業務の効率性及び公平性を確保するため、審査判定業務を共同で実施する。 2 住みなれた地域で高齢者が暮らし続けていけるよう、家族介護者に対する支援を行う。				
	■甲(いなべ市)の役割	1 員弁地区介護認定審査会(以下「審査会」という。)を設置、運営する。 2 審査会に要する経費を負担割合に応じて負担する。 3 審査会に関する事務を行う。 4 在宅家族介護者の会が行う交流会等に対して支援を行う。				
	■乙(東員町)の役割	1 審査会を設置、運営する。 2 審査会に要する経費を負担割合に応じて負担する。 3 審査会に関する事務に協力する。 4 甲と連携し、在宅家族介護者に対し支援を行う。				
施策実施効果	・公平、公正かつ迅速、的確な認定審査により事務の効率化を図る。 ・家族介護者に対する支援により、介護を必要とする高齢者が住みなれた地域で家族と共に暮らせる在宅介護の充実が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	11	員弁地区介護認定審査会事業				
	12	家族介護支援事業				
	事業費 (千円)	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	18,942	14,871	14,871	14,871	14,871	78,426

No.	11	事業名	員弁地区介護認定審査会事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
介護保険法第14条に規定する介護認定審査会(以下、審査会)を設置・運営する。							
■役割分担							
事業に要する経費は市町がそれぞれ負担する。東員町はいなべ市に負担金を支払う。いなべ市は審査会の事務局を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	18,565	14,494	14,494	14,494	14,494	76,541	
■特定財源							
■その他 特記事項							
H22年度は介護認定審査会システム機器のリプレースを実施							

No.	12	事業名	家族介護支援事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で高齢者等を介護している家族介護者等に対して、交流会や相談会などを実施する。 ・在宅家族介護者の会の活動がより円滑になるよう支援する。 							
■役割分担							
事業に要する経費は、いなべ市および東員町がそれぞれ負担する。市町は効果的な支援などについて情報交換などの連携を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	377	377	377	377	377	1,885	
■特定財源							
■その他 特記事項							

協定項目	政策	1 生活機能の強化					
	分野	(2) 福祉					
	施策	イ 障害者介護サービスの推進					
協定の内容	■取組内容 障害者自立支援法に定める障害程度の区分の認定に係る審査判定業務の効率性や公平性を確保するため、障害程度区分認定審査を共同で実施する。						
	■甲(いなべ市)の役割 1 いなべ市・東員町障害者介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)を設置、運営する。 2 審査会に要する経費を負担割合に応じて負担する。 3 審査会に関する事務を行う。						
	■乙(東員町)の役割 1 審査会を設置、運営する。 2 審査会に要する経費を負担割合に応じて負担する。 3 審査会に関する事務に協力する。						
施策実施効果	公平・公正かつ迅速・的確な審査により、利用者へのサービスが向上する。						
実施事業	事業NO	事業名					
	13	障害者介護給付費等支給審査会事業					
	事業費 (千円)	H22年度 4,012	H23年度 4,012	H24年度 4,012	H25年度 4,012	H26年度 4,012	計 20,060

No.	13	事業名	障害者介護給付費等支給審査会事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 障害者自立支援法第15条に規定する障害者介護給付費等の支給に関する審査会(以下、審査会)を設置・運営する。							
■役割分担 いなべ市及び東員町が共同して事業を実施する。事業に要する経費はいなべ市及び東員町がそれぞれ負担する。東員町はいなべ市に負担金を支払う。いなべ市は審査会の事務局を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	4,012	4,012	4,012	4,012	4,012	20,060	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

第4章 具体的取組

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(2) 福祉				
	施策	ウ 障害者福祉サービスの推進				
協定の内容	■取組内容 1 障害者が圏域で安心して暮らせるよう、障害者通所施設が実施する利用者の受入サービス(以下、「サービス」という。)に対する支援を行う。 2 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者(以下、「聴覚障害者等」という。)の日常生活又は社会生活におけるコミュニケーションが円滑に行える等、聴覚障害者等の社会参加への促進を図る取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 サービスに要する経費を負担割合に応じて負担する。 2 手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業を運営する。					
	■乙(東員町)の役割 1 サービスに要する経費を負担割合に応じて負担する。 2 手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業の管理及び執行を甲に委託する。					
施策実施効果	・障がい者通所施設が実施する利用者の受入サービスに対して支援を行うことにより、当該施設の円滑な運営と施設に通所する方への質の高いサービスの提供が期待できる。 ・手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業の推進は、聴覚、言語機能、音声機能などに障がいのある方の意思疎通の円滑化が図られ、これらの方の社会参加の促進が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	14	障害者通所施設重度障害者加算事業				
	15	障害者通所施設医療的ケア支援事業				
	16	手話通訳等派遣事業				
	事業費 (千円)	H22年度 8,017	H23年度 8,017	H24年度 8,017	H25年度 8,017	H26年度 8,017

No.	14	事業名	障害者通所施設重度障害者加算事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 対象施設に対して運営助成として補助金を交付する。							
■役割分担 いなべ市及び東員町が事業を実施する。事業に要する経費は市町がそれぞれ負担する。市町は重度障がい者への障害福祉サービスに関して情報共有を図る。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	1,881	1,881	1,881	1,881	1,881	9,405	
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	15	事業名	障害者通所施設医療的ケア支援事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 対象施設に通所する障がい者の内、医療的ケアを必要とする障がい者に対して当該施設が看護師を雇用した経費の一部を補助する。							
■役割分担 いなべ市及び東員町が事業を実施する。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	12,980	
■特定財源							
■その他 特記事項							

第4章 具体的取組

No.	16	事業名	手話通訳者等派遣事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
手話通訳者及び要約筆記奉仕員を登録し、申請に基づき派遣する。							
■役割分担							
いなべ市が事業を実施する。東員町はいなべ市に事業を委託する。東員町は委託事業に要する経費を負担する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	17,700	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(2) 福祉				
	施策	エ 障害児福祉サービスの充実				
協定の内容	■取組内容 障害のある児童の社会適応や生活の質の向上、その保護者等の育児の悩みや不安の解消等、障害児の子育て支援に関する取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 乙と共同又は連携して障害児子育て支援事業を行う。					
	■乙(東員町)の役割 甲と共同又は連携して障害児子育て支援事業を行う。					
施策実施効果	障がいのある子どもやその保護者等が、のびのびと交流・学習することにより、障がいのある子どもの機能訓練や障がいをもつ保護者等の悩みや負担の軽減が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	17	いなべ地区子育て事業(のびのび教室)				
	事業費 (千円)	H22年度 250	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度

第4章 具体的取組

No.	17	事業名	いなべ地区子育て事業(のびのび教室)			実施主体	いなべ市、東員町
<p>■事業概要</p> <p>いなべ市、東員町に在住する障がい児(就学前の幼児)とその親、及びその障がい児の担任である保育士が交流し、障がいに対する学習などを行う。</p>							
<p>■役割分担</p> <p>市町は共同して事業を実施する。事業に要す経費はそれぞれの市町が負担する。</p>							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	250					250	
<p>■特定財源</p>							
■その他 特記事項	<p>当該事業は更に専門性の高い支援を検討・実施するため H22 年度で終了予定 その後の対応については市町が連携しながら調整・検討を行う。</p>						

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(2) 教育				
	施策	ア 教員の指導力の向上				
協定の内容	■取組内容 新たな教育課題に対して圏域の教職員の指導力等の向上を図るため、情報交換、研究、研修等を実施する。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 員弁郡市教育研究会に対して支援を行う。 2 いなべ市教育研究所を設置、運営し、教員の資質向上に関する取組を行う。					
	■乙(東員町)の役割 1 員弁郡市教育研究会に対して支援を行う。 2 東員町教育委員会はいなべ市教育研究所と連携して、教員の資質向上に関する取組を行う。					
施策実施効果	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な教育課題をはじめ、圏域の教育課題に対する教職員の専門的知識・技能の向上及び資質・指導力の向上が図られる。 ・伝統と実績ある「員弁の教育」の継承と、新たな「学びの共同体」の構築を目指す教育実践が期待できる。 					
実施事業	事業NO	事業名				
	18	教育研究所事業				
	19	郡市教育研究会事業				
	事業費 (千円)	H22 年度 4,706	H23 年度 4,754	H24 年度 4,754	H25 年度 4,754	H26 年度 4,754

No.	18	事業名	教育研究所事業				実施主体	いなべ市
<p>■事業概要</p> <p>1 調査・研究事業 教育課題の研究、調査・統計資料作成、研究まとめ</p> <p>2 研修事業 交流研修会、研修講座</p> <p>3 特別研修事業 県内研究所等との連携、教科書展示会</p> <p>4 教育支援事業 研修・研究方法の相談業務、図書・資料等の情報提供、研究資料の収集・提供</p> <p>5 広報活動事業 研究所要覧、研究所たより、情報提供、保護者・地域への発信</p>								
<p>■役割分担</p> <p>いなべ市が事業を実施する。東員町の教職員は教育研究所が実施する研修・講座等へ参加することができる。</p>								
■事業費 (千円)	H22 年度 4,260	H23 年度 4,300	H24 年度 4,300	H25 年度 4,300	H26 年度 4,300	計 21,460		
■特定財源								
■その他 特記事項								



いなべ市立 石榑小学校

No.	19	事業名	郡市教育研究会事業				実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要								
1 基礎基本及び活用する能力向上の課題、子どもの新たな健康上の問題、特別支援教育など新たな教育課題に対し、教職員が主体的に情報交換・研究活動を行う郡市教育研究会活動の支援事業								
2 郡市教育研究会支援事業 校内及び郡市における研修・研究活動発展に対する支援事業								
3 郡市健康研究会支援事業 子どもの健康、保健衛生に関わる研修・研究事業に対する支援事業								
4 郡市特別支援研究会支援事業 従来の障害児教育に加え、特別支援教育に関する研修・研究に対する支援事業								
■役割分担								
いなべ市及び東員町が共同して事業を実施する。事業に要する経費は市町が学校数、児童・生徒数に応じて負担する。								
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)		446	454	454	454	454	2,262	
■特定財源								
■その他 特記事項								

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(2) 教育				
	施策	イ 不登校など課題に対する適切な対応				
協定の内容	■取組内容 不登校、問題行動等の課題を抱える子どもや特別に支援が必要な子どもを持つ保護者に対して教育相談等を実施して、子どもの健全な育成を図る取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 乙と共同して、いなべ教育支援センターを設置、運営する。 2 いなべ教育支援センターの施設用地及び施設を提供する。 3 いなべ教育支援センターの運営に要する経費を負担する。					
	■乙(東員町)の役割 1 甲と共同して、いなべ教育支援センターを設置、運営する。 2 いなべ教育支援センターの運営に要する経費を負担する。					
施策実施効果	不登校や問題行動等の課題を抱える児童生徒やその保護者、学校への相談等の支援事業を通して、当該児童生徒の学校への早期復帰が図られる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	20	教育支援センター事業				
	事業費 (千円)	H22年度 2,683	H23年度 2,705	H24年度 2,705	H25年度 2,705	H26年度 2,705

No.	20	事業名	教育支援センター事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
いなべ教育支援センター(以下、センター)を設置・運営して、心理的・情緒的な理由によって不登校状態にある通級可能な児童生徒に対して、学校復帰ができるよう、児童生徒・保護者・学校を支援する。							
■役割分担							
いなべ市及び東員町が共同して事業を実施する。いなべ市はセンター施設用地と施設を提供する。事業の運営に要する費用は人口割等によりそれぞれが負担する。							
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
(千円)		2,683	2,705	2,705	2,705	2,705	13,503
■特定財源							
■その他							
特記事項							

第4章 具体的取組

協定項目	政策	1 生活機能の強化				
	分野	(4) 防 災				
	施策	ア 地域防災力の向上				
協定の内容	■取組内容 地域防災力の向上を図るため、消防団を中心に圏域内の消防防災体制の強化に向けた取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 乙と共同して消防団を中心とした総合防災訓練等、消防防災体制強化に向けた取組を行う。 2 前項の訓練等の取組に関する調整及び事務を行う。					
	■乙(東員町)の役割 1 甲と共同して消防団を中心とした総合防災訓練等、消防防災体制の強化に向けた取組を行う。 2 前項の訓練等の取組に関して甲が行う調整及び事務に協力する。					
施策実施効果	・消防団を中心とした総合防災訓練等、消防防災体制の強化により、地域消防力の向上が図られる。 ・圏域に桑名市消防本部の指揮隊が設置されることにより、災害時の迅速な指揮体制の確立が図られる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	21	総合防災訓練事業				
	22	桑名消防本署員弁南分署指揮隊事業				
	事業費 (千円)	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	75,000	68,194	67,694	68,194	67,694	346,776

No.	21	事業名	総合防災訓練事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 大規模地震などの甚大な災害に対する消火、救助、救急活動訓練を実施すると共に、関係機関と連携して総合的な部隊訓練を実施する。							
■役割分担 市町が共同して事業を実施する。いなべ市は当該訓練に関する調整及び事務を行う。東員町はいなべ市が行う調整及び事務に協力する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)		500		500		1,000	
■特定財源							
■その他 特記事項							
三重県操法大会が開催されない年度に実施する。							

No.	22	事業名	桑名市消防本署員弁南分署指揮隊事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 桑名市消防本部がH22年度に員弁南分署へ指揮隊を設置するために要する費用(施設改修、備品等整備、車輛等購入など)及びH23年度以降指揮隊を運営するために要する費用を負担する。							
■役割分担 施設整備等初期導入経費はいなべ市が負担する。23年度以降の経常経費はいなべ市、東員町がそれぞれ人口按分率により負担する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	75,000	67,694	67,694	67,694	67,694	345,776	
■特定財源							
合併特例債(H22年度 いなべ市)							
■その他 特記事項							

協定項目	政策	2 結びつきやネットワークの強化				
	分野	(1) 地域公共交通				
	施策	ア 地域公共交通ネットワークの維持・強化				
協定の内容	■取組内容 1 圏域総体として公共交通の利便性の向上を図るため、コミュニティバス及び福祉バスと鉄道及び路線バスとの連携強化を行う。 2 病院その他公共的施設への移動手段としてコミュニティバス及び福祉バスの更なる利便性の向上を図る。 3 地域公共交通の利用拡大を図るため、関係機関等と連携し、地域公共交通機関の利用促進を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 福祉バスの運行ダイヤを鉄道や路線バスの運行ダイヤと調整して乗継の円滑化に取り組む。 2 病院やその他公共的施設の開設時間に合わせてダイヤを調整する。 3 前2項の取組において乙との調整を図る。 4 乙及び関係機関と連携し、地域公共交通機関の利用促進を行う。					
	■乙(東員町)の役割 1 コミュニティバスの運行ダイヤを鉄道や路線バスの運行ダイヤと調整して乗継の円滑化に取り組む。 2 病院やその他公共的施設の開設時間に合わせてダイヤを調整する。 3 甲及び関係機関と連携し、地域公共交通機関の利用促進を行う。					
施策実施効果	高齢者や学生など車を利用できない住民などに対して、通院、通学、買物など日常的な交通手段として利便性の向上が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	23	福祉バス事業				
	24	コミュニティバス事業				
	25	コミュニティバス待合所整備事業				
	26	三岐鉄道北勢線支援事業				
	27	三岐鉄道北勢線駅前管理・整備事業				
	28	三岐鉄道三岐線駅前管理・整備事業				
	事業費 (千円)	H22年度 428,237	H23年度 426,987	H24年度 473,787	H25年度 229,238	H26年度 129,238

No.	23	事業名	福祉バス事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
<p>シルバー人材センターに運転を委託し、市内12路線の自家用・定時定路線運行。</p> <p>圏域総体として公共交通の利便性の向上を図るため、鉄道及び路線バスとの連携強化、病院その他公共的施設の開設時間等に合わせた運行を実施する。</p>							
■役割分担							
<p>いなべ市が事業を実施する。市町は圏域総体として公共交通の利便性の向上を図るため、情報交換などの連携を行う。</p>							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	68,052	68,052	68,052	68,052	68,052	340,260	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

No.	24	事業名	コミュニティバス事業			実施主体	東員町
■事業概要							
<p>・町内に2路線を設定し、南北線は八風バス(株)に委託し毎日14往復を運行。また東部線は三岐鉄道(株)に委託し、毎日11往復を運行</p> <p>・圏域総体として公共交通の利便性の向上を図るため、鉄道及び路線バスとの連携強化、病院その他公共的施設の開設時間等に合わせた運行を実施する。</p>							
■役割分担							
<p>東員町が事業を実施する。市町は圏域総体として公共交通の利便性の向上を図るため、情報交換などの連携を行う。</p>							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	55,177	55,177	55,177	55,177	55,177	275,885	
■特定財源							
市町村自主運行バス等運行費補助金、コミュニティバス運賃収入							
■その他							
特記事項							

第4章 具体的取組

No.	25	事業名	コミュニティバス待合所整備事業			実施主体	東員町
■事業概要 コミュニティバスの利用促進に寄与するため、バス停に待合所やシェルター(屋根)を設置し利便性の向上を図る。							
■役割分担 日常的な交通手段として圏域の利便性の向上を図るため、東員町が事業を実施する。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	10,000	8,750	8,750			27,500	
■特定財源		社会資本整備総合交付金					
■その他 特記事項							

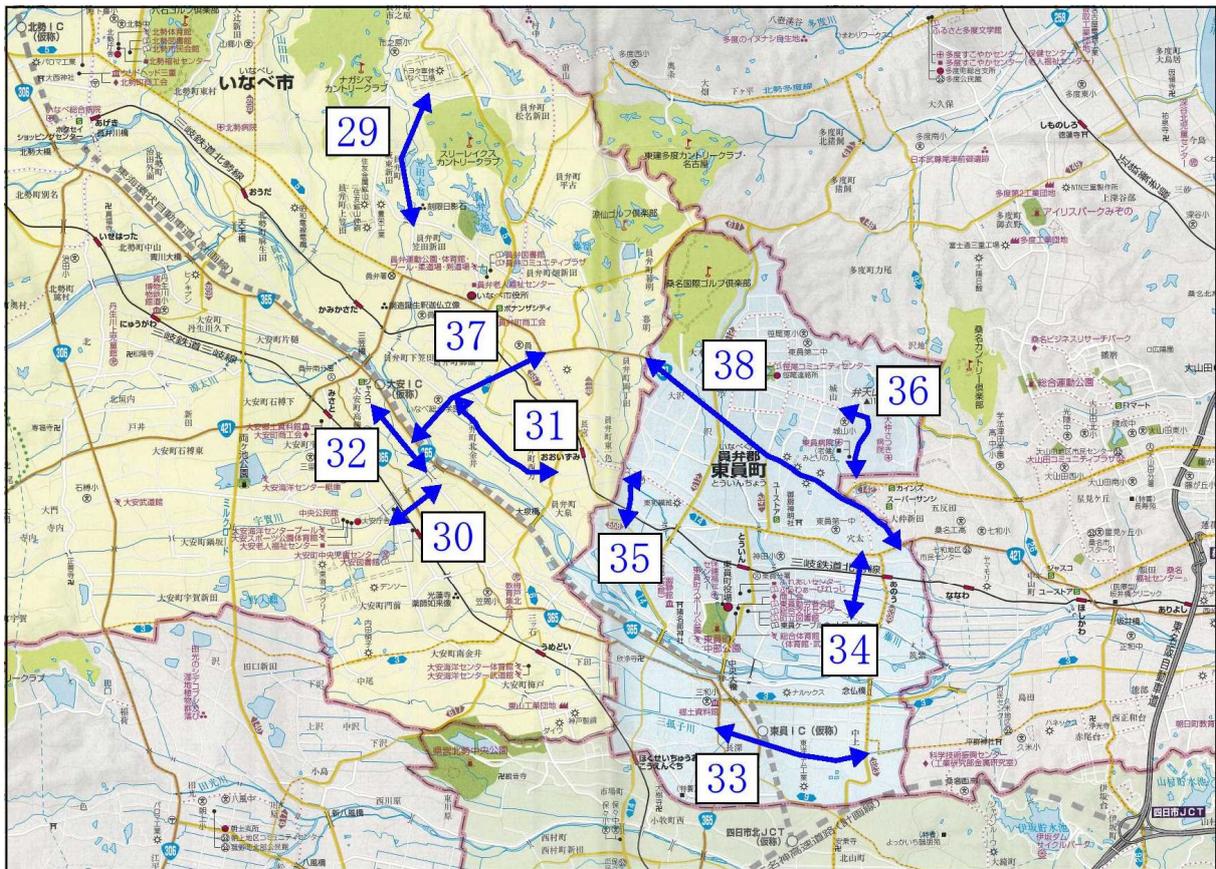
No.	26	事業名	三岐鉄道北勢線支援事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 <ul style="list-style-type: none"> ・三岐鉄道北勢線(以下、北勢線)の安定運行のため、三岐鉄道(株)に対して支援を行う。 ・北勢線の利用促進を図るため、北勢線対策推進協議会へ負担金を支出する。 							
■役割分担 いなべ市及び東員町はそれぞれの負担割合に応じて負担金を支出する。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	293,469	293,469	240,269	4,470	4,470	836,147	
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	27	事業名	三岐鉄道北勢線駅前管理・整備事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
・北勢線各駅における駐輪場と駐車場を管理する。							
穴太駅 駐車場 62 台 駐輪場 99 台 東員駅 駐車場 124 台 駐輪場 144 台							
大泉駅 駐車場 145 台 駐輪場 84 台 楚原駅 駐車場 26 台 駐輪場 55 台							
麻生田駅 駐車場 28 台 駐輪場 60 台 阿下喜駅 駐車場 21 台 駐輪場 96 台							
・大泉駅前広場の整備(0.3ha)(H24-25年度)							
■役割分担							
いなべ市、東員町が各々事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	1,539	1,539	101,539	101,539	1,539	207,695	
■特定財源	社会資本整備総合交付金(大泉駅前広場の整備(H24-25年度) いなべ市)						
■その他 特記事項							

No.	28	事業名	三岐鉄道三岐線駅前管理・整備事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
三岐鉄道三岐線大安駅における駐輪場と駐車場を管理・整備する。							
大安駅 駐車場 99 台(既存 69 台、増設 30 台)							
図書館 駐車場 10 台							
駐輪場 111 台(既存 82 台、増設 29 台)							
・大安駅前の整備(0.11ha)							
■役割分担							
いなべ市が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)				14,200	30,000	44,200	
■特定財源							
■その他 特記事項							

協定項目	政策	2 結びつきやネットワークの強化
	分野	(2) 道路等の交通インフラ
	施策	ア 幹線道路、生活道路の整備
協定の内容	<p>■取組内容</p> <p>物流の円滑化、圏域住民の利便性の向上などを図るため、広域的な視点で幹線道路及び生活道路の整備を行う。</p>	
	<p>■甲(いなべ市)の役割</p> <p>1 物流の円滑化、圏域住民の利便性の向上など広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備を行う。</p> <p>2 主要地方道四日市・員弁線バイパス工事の整備促進につながる取組を乙と連携して行い、その取組の調整を図る。</p>	
	<p>■乙(東員町)の役割</p> <p>1 物流の円滑化、圏域住民の利便性の向上など広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備を行う。</p> <p>2 主要地方道四日市・員弁線バイパス工事の整備促進につながる取組を甲と連携して行う。</p>	
施策実施効果		<ul style="list-style-type: none"> ・市道笠田新田坂東新田線、市道大井田3区292号線の整備により、企業物流の円滑化が促進され産業・経済等の振興が期待できる。 ・主要地方道四日市・員弁線の整備、西方上笠田線及び大安東部線の自歩道を設置することにより、いなべ総合学園高等学校への通学の利便性が向上し、また、いなべ総合病院への新たな救急搬送経路が確保される。 ・町道中上南大社線が整備されることにより沿線に建設中の大型ショッピングセンターや整備予定の東海環状自動車道東員インターチェンジへのアクセス利便性が向上し、企業物流の円滑化が促進され産業・経済等の振興が期待できる。 ・町道大木八幡新田線の歩道等が整備されることにより、稲部小学校への通学の安全性が確保されるほか、圏域住民の利便性が向上されます。 ・笹尾幹線1号線の歩道等が整備されることにより、城山小学校への通学の安全性が確保されるほか、東員病院へのアクセス利便性の向上が確保されます。 ・国道421号の整備により、企業物流の円滑化が促進されると共に、圏域周辺からのアクセスが向上し観光・入込客等の増加が図られ産業・経済等の振興が期待できる。 ・その他圏域住民の利便性の向上を図るための広域的な視点での生活道路の整備により、圏域内の交流促進などが期待できる。

実施事業	事業NO	事業名					
	29	市道笠田新田坂東新田線整備事業					
	30	市道大井田3区292号線整備事業					
	31	市道西方上笠田線自歩道設置事業					
	32	市道大安東部線自歩道設置事業					
	33	町道中上南大社線整備事業					
	34	町道穴太南北線整備事業					
	35	町道大木八幡新田線整備事業					
	36	笹尾幹線1号線歩道補修事業					
	37	主要地方道四日市・員弁線整備促進事業					
38	国道421号整備促進事業						
事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	309,754	398,000	609,600	368,000	259,000	1,944,354	



番号は事業番号、矢印は大凡の事業区間をそれぞれ表す。

第4章 具体的取組

No.	29	事業名	市道笠田新田坂東新田線整備事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
位置:員弁町市之原地内 (市道暮明市之原線～市道下外面鳩岡線・市道畑新田上笠田線交差点) 延長:1,850m 幅員:10.5m(歩道 2.0m)							
■役割分担							
いなべ市が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	86,000	150,000	353,000			589,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、合併特例債						
■その他							
特記事項							

No.	30	事業名	市道大井田3区292号線整備事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
位置:大安町大井田地内 (市道大安四日市線～市道大安東部線) 延長:920m 幅員:10.5m(歩道 2.0m)							
■役割分担							
いなべ市が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	85,400	150,000	224,600			460,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、合併特例債						
■その他							
特記事項							

No.	31	事業名	市道西方上笠田線自歩道設置事業			実施主体	いなべ市
■事業概要 位置:員弁町西方地内 (大泉公民館前交差点～県立いなべ総合学園高等学校) 延長:1,700m 幅員:7.0m(歩道 3.0m)							
■役割分担 いなべ市が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)				10,000	30,000	40,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、合併特例債						
■その他	予定事業費:510,000千円						
特記事項	予定事業期間:H25年度～H30年度						

No.	32	事業名	市道大安東部線自歩道設置工事			実施主体	いなべ市
■事業概要 位置:大安町大井田地内 (大井田橋～ジャスコ大安店) 延長:2,900m 幅員:7.0m(歩道 3.0m)							
■役割分担 いなべ市が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)				10,000	37,000	47,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、合併特例債						
■その他	予定事業費:495,000千円						
特記事項	予定事業期間:H25年度～H30年度						

第4章 具体的取組

No.	33	事業名	町道中上南大社線整備事業			実施主体	東員町
■事業概要 位置:東員町中上地内 (県道四日市東員線~国道365号) 延長:1,980m 幅員:12.5m(歩道3.5m)							
■役割分担 東員町が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	30,354					30,354	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、土木債						
■その他	特記事項						

No.	34	事業名	町道穴太南北線整備事業			実施主体	東員町
■事業概要 位置:東員町穴太地内 (県道菰野東員線~町道筑紫穴太線) 延長:665m 幅員:10.25m(歩道2.5m)							
■役割分担 東員町が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	88,000	31,000				119,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、土木債						
■その他	特記事項						

No.	35	事業名	町道大木八幡新田線整備事業			実施主体	東員町
■事業概要 位置:東員町大木地内 (県道大泉東停車場線～町道鳥取 352 号線) 延長:650m 幅員:10.25m(歩道 2.5m)							
■役割分担 東員町が事業を実施する。							
■事業費	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	計	
(千円)	20,000	67,000	32,000	21,000		140,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、土木債						
■その他							
特記事項							

No.	36	事業名	笹尾幹線1号線歩道補修事業			実施主体	東員町
■事業概要 位置:東員町笹尾地内 (町道笹尾幹線1号線) 延長:3,600m 歩道幅員:2.25m							
■役割分担 東員町が事業を実施する。							
■事業費	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	計	
(千円)				30,000	22,000	52,000	
■特定財源	社会資本整備総合交付金、土木債						
■その他							
特記事項							

第4章 具体的取組

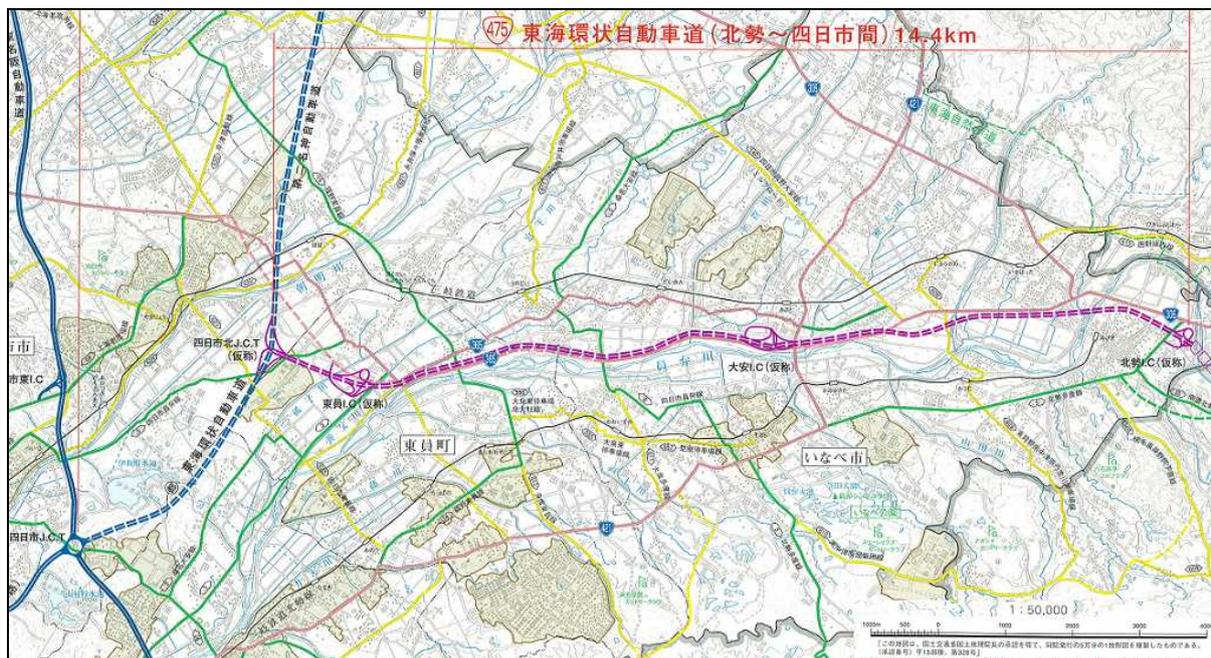
No.	37	事業名	主要地方道四日市・員弁線整備促進事業			実施主体	いなべ市、東員町
<p>■事業概要</p> <p>県道四日市・員弁線の下記の事業が早期に整備されるよう取組む。</p> <p>位置:大安町大井田地内～員弁町大泉新田 (国道 365 号線～国道 421 号線)</p> <p>延長:2,000m 幅員:9.5m(歩道 3.5m) 橋梁1基</p>							
<p>■役割分担</p> <p>いなべ市および東員町が連携して事業を実施する。市は事業の調整を行う。</p>							
■事業費 (千円)		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	計
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	38	事業名	国道 421 号整備促進事業			実施主体	いなべ市、東員町
<p>■事業概要</p> <p>国道 421 号の下記の事業が早期に整備されるよう取組む。</p> <p>位置:東員町山田・鳥取地内</p> <p>延長:2,800m 幅員:15.5m(歩道 3.5m×2)</p>							
<p>■役割分担</p> <p>いなべ市および東員町が連携して事業を実施する。市は事業の調整を行う。</p>							
■事業費 (千円)		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	計
■特定財源							
■その他 特記事項							

協定項目	政策	2 結びつきやネットワークの強化				
	分野	(2) 道路等の交通インフラ				
	施策	イ 東海環状自動車道整備促進に向けた連携				
協定の内容	■取組内容 圏域内外の交流を促進するため、東海環状自動車道の整備促進に関する取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 東海環状自動車道の整備促進について乙及び関係機関等と連携して活動を行う。 2 乙と共同して行う東海環状自動車道の整備促進の取組について調整を図る。					
	■乙(東員町)の役割 1 東海環状自動車道の整備促進について甲及び関係機関等と連携して活動を行う。 2 東海環状自動車道の整備促進につながる取組を甲と協力して行う。					
施策実施効果	東海環状自動車道の整備により、中部圏各地域を環状に連なる新たな地域連携軸が形成されるとともに、近畿・北陸地方とも新たな流通・交流ネットワークが構築され、企業誘致、産業の競争力向上、地域活力の向上が期待できる。					
実施事業	事業NO	事業名				
	39	東海環状自動車道整備促進事業				
	事業費 (千円)	H22年度 230	H23年度 230	H24年度 230	H25年度 230	H26年度 230

第4章 具体的取組

No.	39	事業名	東海環状自動車道整備促進事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 東海環状自動車道の整備促進のため、通過市町と連携しながら、地元として国、県等関係機関との連携等により早期開通に向けた取組みを行う。							
■役割分担 いなべ市及び東員町は関係団体と連携して事業を実施する。市は事業の調整を行う。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	230	230	230	230	230	1,150	
■特定財源							
■その他 特記事項							



資料:国土交通省

協定項目	政策	2 結びつきやネットワークの強化				
	分野	(3) 交流移住促進				
	施策	ア 移住・定住の推進				
協定の内容	■取組内容 IJU(移住)ターンを促進するため、連携して定住促進等の取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 IJU(移住)ターンを促進するための情報収集や調査等を行い、その結果を乙と共有する。 2 甲のホームページのサイト内に「東員町空き家・空き地情報バンク制度」へのリンクを掲載すること等により定住促進を図る。					
	■乙(東員町)の役割 1 甲が行うIJU(移住)ターンを促進するための情報収集や調査等に協力する。 2 乙のホームページのサイト内に「いなべ市空き家バンク制度」へのリンクを掲載すること等により定住促進を図る。					
施策実施効果	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の不動産情報などを、移住・定住調査研究により得られた情報と併せてHP等を通じて全国に発信することで、圏域の移住促進を図る。 ・観光資源、歴史ある町並みの活性化により交流人口の増加を図る。 ・元気づくりシステムの全国発信により交流人口の増加を図る。 ・きめ細かな定住促進事業の実施により、圏域総体としての定住促進を図る。 					
実施事業	事業NO	事業名				
	40	空き家・空き地バンク事業				
	41	移住・定住調査研究事業				
	42	定住促進奨励金事業				
	43	出生・小中学校入学祝金支給事業				
	44	観光資源活性化事業				
	45	歴史ある町並み活性化事業				
	46	元気づくりシステムの全国発信事業				
事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
	65,421	59,163	52,364	14,450	16,450	207,848

第4章 具体的取組

No.	40	事業名	空き家・空き地バンク事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
売却や賃貸を希望する空き家(空き地)の所有者から申込を受けた情報をホームページなどで公開し、所有者と、市内で定住や交流などを目的として空き家(空き地)の購入や賃借を希望する方を結びつける「空き家・空き地バンク」を市町双方でリンクさせることなどにより共同発信する。							
■役割分担							
市町がそれぞれ事業を実施する。事業に要する費用はそれぞれの市町が負担する。市町は効果的な情報発信等について検討・情報交換などの連携を行う。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	300	300	300	300	300	1,500	
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	41	事業名	移住・定住調査研究事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
定住・移住を促進するための情報収集や研究・調査を行い、その結果を東員町と共有する。							
■役割分担							
いなべ市が事業を実施する。いなべ市は東員町に研究・調査等の情報を提供し、定住・移住促進について検討・情報交換などを行う。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
	150	150	150	150	150	750	
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	42	事業名	定住促進奨励金事業			実施主体	東員町
■事業概要 定住・移住を促進するため、町外から転入して住宅を新築・購入されるなど一定の条件を満たす方に奨励金を交付する。							
■役割分担 圏域総体としての定住促進を図るため、東員町が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	30,811	24,553	17,754			73,118	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

No.	43	事業名	出生・小中学校入学祝金支給事業			実施主体	東員町
■事業概要 定住・移住を促進するため、東員町内の出生児や小中学校入学児の保護者に祝金を支給する。							
■役割分担 圏域総体としての定住促進を図るため、東員町が事業を実施する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	34,160	34,160	34,160			102,480	
■特定財源							
■その他							
特記事項							

第4章 具体的取組

No.	44	事業名	観光資源活性化事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
観光資源の活性化により交流人口増加を促進するため、専門知識、経験及び実績を有している外部人材を活用して調査、計画、コーディネート等を行う。							
■役割分担							
圏域総体としての定住促進を図るため、いなべ市が事業を実施する。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
				0	2,000	2,000	
■特定財源							
■その他 特記事項	なお、事業はH25～H27の3カ年事業としH27事業費は5,000千円とする。 外部人材の活用に対する国の財政措置については、市町の上限額の範囲内において、市町間で上限額を調整することができる。						

No.	45	事業名	歴史ある町並み活性化事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
歴史的町並みの活性化により交流人口増加を促進するため、専門知識、経験及び実績を有している外部人材を活用して調査、計画、コーディネート等を行う。							
■役割分担							
圏域総体としての定住促進を図るため、いなべ市が事業を実施する。							
■事業費 (千円)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
				11,000	11,000	22,000	
■特定財源							
■その他 特記事項	なお、事業はH25～H27の3カ年事業としH27事業費は9,000千円とする。 外部人材の活用に対する国の財政措置については、市町の上限額の範囲内において、市町間で上限額を調整することができる。						

No.	46	事業名	元気づくりシステムの全国発信事業			実施主体	いなべ市
■事業概要							
<p>元気づくりシステムの全国発信により交流人口増加を促進するため、専門知識、経験及び実績を有している外部人材を活用して調査・研究、計画、普及啓発、交流、発信、営業、広報宣伝等を行う。</p>							
■役割分担							
<p>圏域総体としての定住促進を図るため、いなべ市が事業を実施する。</p>							
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
(千円)					3,000	3,000	6,000
■特定財源							
<p>なお、事業はH25年度～H27年度の3カ年事業とし、H27年度事業費は3,000千円とする。</p>							
■その他							
特記事項		<p>外部人材の活用に対する国の財政措置については、市町の上限額の範囲内において、市町間で上限額を調整することができる。</p>					

協定項目	政策	2 結びつきやネットワークの強化				
	分野	(4) 住民参画				
	施策	ア 住民参画の推進				
協定の内容	■取組内容 1 甲及び乙の市民活動拠点の機能を活用し、圏域内の市民活動団体の情報及び支援に関する情報を双方で共有する。 2 ボランティアコーディネーターの育成などに関する取組を行う。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 甲の市民活動団体が発行する広報誌等を乙の市民活動拠点等に設置するなどして、市民活動団体の情報を共有する。 2 三重県社会福祉協議会ボランティアセンターが実施しているボランティアコーディネーター事業を活用するなどして、乙と連携してボランティアコーディネーターの育成等を行うと共に、取組の調整を図る。					
	■乙(東員町)の役割 1 乙の市民活動団体が発行する広報誌等を甲の市民活動拠点等に設置するなどして、市民活動団体の情報を共有する。 2 三重県社会福祉協議会ボランティアセンターが実施しているボランティアコーディネーター事業を活用するなどして、甲と連携してボランティアコーディネーターの育成等を行う。					
施策実施効果	・市民活動団体の情報の共有やボランティアコーディネーターの育成により、市民活動団体のネットワークの構築、活動の活性化、領域の拡大などが期待される。					
実施事業	事業NO	事業名				
	47	市民活動団体つながり醸成事業				
	48	ボランティアコーディネーター養成事業				
	事業費 (千円)	H22年度 480	H23年度 500	H24年度 500	H25年度 500	H26年度 500

No.	47	事業名	市民活動団体つながり醸成事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 市町の市民活動拠点の機能を活用し、圏域内の市民活動団体の情報や当該団体の支援に関する情報などを共有する。							
■役割分担 市町それぞれ事業を実施する。市町は効果的な事業の実施について情報交換・協議などの連携を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	480	500	500	500	500	2,480	
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	48	事業名	ボランティアコーディネーター養成事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要 三重県社会福祉協議会ボランティアセンターが実施するボランティアコーディネーター事業を活用するなどしてボランティアコーディネーターの育成を行う。							
■役割分担 市町それぞれ事業を実施する。市町は効果的な事業の実施について情報交換・協議などの連携を行い、当該連携については、いなべ市が調整を行う。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)							
■特定財源							
■その他 特記事項							

第4章 具体的取組

協定項目	政策	3 圏域マネジメント能力の強化				
	分野	(1) 人材育成				
	施策	ア 人材育成の推進				
協定の内容	■取組内容 職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を実施する。 圏域内をけん引する人材を育成するため、企業や住民などが参加できるセミナー等を実施する。					
	■甲(いなべ市)の役割 1 甲が行う職員研修又は企業・住民などが参加するセミナー等に関する情報を乙に提供し、乙の職員又は企業・住民などが参加する機会を設ける。 2 乙と合同で職員研修又は企業・住民などが参加するセミナー等を開催すると共に、取組の調整を図る。					
	■乙(東員町)の役割 1 乙が行う職員研修又は企業・住民などが参加するセミナー等に関する情報を甲に提供し、甲の職員又は企業・住民などが参加する機会を設ける。 2 甲と合同で職員研修又は企業・住民などが参加するセミナー等を開催する。					
施策実施効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力と資質の向上が図られる。 ・圏域の共通課題の解決に向けた研修により市町の連携が強化される。 ・圏域内に居住する住民などの地域づくりへの向上が図られる。 					
実施事業	事業NO	事業名				
	49	政策立案能力向上研修事業				
	50	ザ・プロフェッショナル招へい事業				
	51	地域人材育成事業				
	事業費 (千円)	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	503	480	480	4,480	2,480	8,423

No.	49	事業名	政策立案能力向上研修事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
いなべ市及び東員町の職員を対象に、圏域の住民が安心して暮らせるような政策立案ができるスキルを養成・向上させる研修などを実施する。両市町は互いに双方の職員が当該研修へ参加できるように周知する。							
■役割分担							
いなべ市及び東員町それぞれが事業を実施する。市町は互いに双方の職員が当該研修へ参加できるように周知する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	473	450	450	450	450	2,273	
■特定財源							
■その他 特記事項							

No.	50	事業名	ザ・プロフェッショナル招へい事業			実施主体	いなべ市、東員町
■事業概要							
共生ビジョン懇談会の委員、その他圏域を中心に各専門分野で活躍されている方などを講師として、それぞれの専門分野における課題や最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術などを学び、職員の資質・圏域マネジメント能力などの向上を図る合同研修を実施する。							
■役割分担							
いなべ市と東員町が共同して事業を実施する。いなべ市は事業の調整を行う。事業に要する費用は市町で分担する。							
■事業費	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
(千円)	30	30	30	30	30	150	
■特定財源							
■その他 特記事項							

第4章 具体的取組

No.	51	事業名	地域人材育成事業			実施主体	いなべ市・東員町
■事業概要							
<p>圏域内の企業・住民などを対象に、各専門分野で全国的に活動している方などを講師又はアドバイザーとして招き、専門分野における課題や最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術などを学ぶことで、地域をけん引するノウハウを身に付ける。</p>							
■役割分担							
<p>いなべ市及び東員町それぞれが事業を実施する。市町は互いに双方の企業・住民などが当該セミナー等へ参加できるよう周知する。</p>							
■事業費		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
(千円)					4,000	2,000	6,000
■特定財源							
■その他		外部人材の活用に対する国の財政措置については、市町の上限額の範囲内において、市町間で上限額を調整することができる。					
特記事項							

第5章

今後の検討課題

ビジョンの策定においては、旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会を通じて、圏域の課題や圏域の将来像の実現に向けての取組施策や事業に対して、多くの意見を頂戴しました。その中には、長期的な視点に立って課題を解決していかなければならない取組みもありました。また、本ビジョンは定住自立圏形成協定のアクションプランとしての性格を持ち計画期間は5年間となっています。

したがって、事業を実施するにあたり市町間の協議・調整に時間を要するもの、関連制度や財政面などの現状を鑑み実施の時期を検討すべきものなど、魅力あふれる圏域の形成に必要であっても本ビジョンに反映できない事項等を「今後の検討課題」と位置付け、継続的に研究・検討を進めていきます。

1. 生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- ・生涯にわたり健康でいられるよう、疾病の予防と早期発見、健康づくりの取組みについて検討が必要です。

【福祉】

- ・経済的な理由で充実したサービスを受けることができない認知症高齢者に対する支援について検討が必要です。
- ・急速な高齢化に対応した高齢者の健康づくりや生き甲斐づくりの取組みについて、各組織の連携した取組みなどの検討が必要です。

- ・障がい者が病気になったとき安心して受診できるよう医療機関との連携が不可欠です。また、受け入れ体制として医療機関相互の連携も必要です。特に重度障がい者に対する医療提供体制を充実させる必要があります。
- ・重度障がい者の介護者である親等の高齢化等により当該障がい者の世話が困難になった場合の当該障がい者の受け入れ体制について検討が必要です。
- ・障がい者グループホームの供給が不足しているため、新たなグループホームの開設について検討が必要です。

【防災】

- ・消防団のOBで組織する自主防災組織の設置について検討が必要です。
- ・高齢者が関係する火災が増加傾向にあり、これを防止するため消防団と福祉団体の連携した取組みの検討が必要です。

【産業振興】

- ・国道421号石樽トンネルの開通を契機に、地域資源を有効活用した観光の活性化に向けた取組みの検討が必要です。
- ・東海環状自動車道や国道421号石樽トンネルの開通が圏域に経済効果をもたらすような取組みが必要であり、その対策を検討する官民一体プロジェクトの設置を検討する必要があります。
- ・圏域の豊かな自然が圏域の大きな魅力であり、自然や環境分野における連携事業を検討する必要があります

付 属 資 料

- 1 実施計画一覧表
- 2 旧員弁郡定住自立圏共ビジョン策定経緯
- 3 旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- 4 「旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン」懇談会委員名簿

実施計画一覧表

1 生活機能の強化に係る政策分野

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費（単位：千円）						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
1	医療	いなべ総合病院救急医療体制確保支援事業	いなべ総合病院の24時間救急医療体制の維持を支援するため財政支援を行う。	いなべ市	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	210,000	
				東員町	9,033	9,033	9,033	9,033	9,033	45,165	
2	医療	一次救急医療体制確保事業	圏域の中核病院との連携の下、民間診療所が交代して行う休日診療をいなべ市及び東員町はいなべ医師会に委託する。	いなべ市	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500	
				東員町	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	5,885	
3	医療	二次救急医療体制確保事業	いなべ市及び東員町は、病院群輪番制病院運営事業参加医療機関であるいなべ総合病院の二次救急診療体制の運営に対し支援を行う。	いなべ市	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500	
				東員町	768	768	768	768	768	3,840	
4	医療	適正受診等啓発事業	適正受診を普及させるため、いなべ医師会及び関係機関と連携するなどして、適正受診の啓発などを行う。	いなべ市						0	
				東員町						0	
5	医療	医療従事者緊急確保事業	圏域の中核病院が、民間診療所と連携、役割分担し、中核機能を果たすために必要となる医療従事者確保対策に助成を行う。	いなべ市	15,649	15,649	15,649	15,649	15,649	78,245	
6	医療	医師養成奨学金事業	大学の医学を履修する課程に在学する者のうち、一定の要件を満たす者に修学資金を貸与する。	いなべ市	貸付決定に応じて支出						
7	医療	いなべ総合病院医療従事者等研修啓発事業	いなべ総合病院において、外部人材の講師を招き医療従事者に研修を行うことにより、魅力的な研修環境とすることで医療従事者を確保する。	いなべ市	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500	
8	医療	災害医療体制整備事業	・災害現場で緊急医療が実施できる医療機器等を整備して災害拠点病院に運用を委託する。	いなべ市				150,000		150,000	社会資本整備総合交付金

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位：千円)						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
9	医療	産科医確保支援事業	出産取扱医療機関が、産科医等の処遇改善策として分娩手当を支給する場合に費用の一部を助成する。	いなべ市	570	570	570	570	570	2,850	
10	医療	妊婦検診受診等啓発事業	・妊婦健康診査受診の啓発を行う。 ・命の大切さ(妊娠管理、健診の重要性)を啓発する取組みを行う。	いなべ市	100	100	100	100	100	500	
				東員町	439	439	439	439	439	2,195	
11	福祉	員弁地区介護認定審査会事業	介護保険法第14条に規定する介護認定審査会を設置・運営する。	いなべ市	13,087	10,148	10,148	10,148	10,148	53,679	
				東員町	5,478	4,346	4,346	4,346	4,346	22,862	
12	福祉	家族介護支援事業	在宅で高齢者等を介護している家族介護者等に対する支援を実施する。	いなべ市	177	177	177	177	177	885	
				東員町	200	200	200	200	200	1,000	
13	福祉	障害者介護給付費等支給審査会事業	障害者自立支援法第15条に規定する障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置・運営する。	いなべ市	2,806	2,806	2,806	2,806	2,806	14,030	
				東員町	1,206	1,206	1,206	1,206	1,206	6,030	
14	福祉	障害者通所施設重度障害者加算事業	対象施設に対して運営助成として補助金を交付する。	いなべ市	681	681	681	681	681	3,405	
				東員町	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000	
15	福祉	障害者通所施設医療的ケア支援事業	対象施設に通所する障がい者の内、医療的ケアを必要とする障がい者に対して当該施設が看護師を雇用した経費の一部を補助する。	いなべ市	2,173	2,173	2,173	2,173	2,173	10,865	
				東員町	423	423	423	423	423	2,115	

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位：千円)						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
16	福祉	手話通訳者等派遣事業	手話通訳者及び要約筆記奉仕員を登録し、申請に基づき派遣する。	いなべ市	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	11,330	
				東員町	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	6,370	
17	福祉	いなべ地区子育て事業(のびのび教室)	障がい児(就学前の幼児)とその親、及びその障がい児の担任である保育士が交流し、障がいに対する学習などを行う。	いなべ市	220					220	
				東員町	30					30	
18	教育	教育研究所事業	教育課題の研究、調査・統計資料作成、交流研修会、研修講座などを実施する。	いなべ市	4,260	4,300	4,300	4,300	4,300	21,460	
19	教育	郡市教育研究会事業	新たな教育課題に対し、教職員が主体的に情報交換・研究活動を行う郡市教育研究会活動に支援を行う。	いなべ市	302	310	310	310	310	1,542	
				東員町	144	144	144	144	144	720	
20	教育	教育支援センター事業	いなべ教育支援センターを設置・運営し、心理的等の理由で不登校状態にある児童生徒が学校復帰できるよう、児童生徒・保護者・学校を支援する。	いなべ市	2,178	2,200	2,200	2,200	2,200	10,978	
				東員町	505	505	505	505	505	2,525	
21	防災	総合防災訓練事業	大規模地震などの甚大な災害に対する消火、救助、救急活動訓練を実施すると共に、関係機関と連携して総合的な部隊訓練を実施する。	いなべ市		400		400		800	
				東員町		100		100		200	
22	防災	桑名市消防本署員弁南分署指揮隊事業	桑名市消防本部が員弁南分署に指揮隊を設置し運営するために要する費用を負担する。	いなべ市	75,000	43,500	43,500	43,500	43,500	249,000	合併特例債
				東員町		24,194	24,194	24,194	24,194	96,776	
生活機能の強化に係る政策分野 合計22件					191,846	180,789	180,289	330,789	180,289	1,064,002	

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位：千円)						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
23	地域交通	福祉バス事業	シルバー人材センターに運転業務を委託し、市内12路線の自家用・定時定路線運行を行う。	いなべ市	68,052	68,052	68,052	68,052	68,052	340,260	
24	地域交通	コミュニティバス事業	町内に2路線を設定し、南北線は八風バス㈱に委託し毎日14往復を運行。また東部線は三岐鉄道㈱に委託し、毎日11往復を運行。	東員町	55,177	55,177	55,177	55,177	55,177	275,885	市町村自主運行バス等運行費補助金等
25	地域交通	コミュニティバス待合所整備事業	コミュニティバスの利用促進に寄与するため、バス停に待合所やシェルター(屋根)を設置する。	東員町	10,000	8,750	8,750			27,500	社会資本整備総合交付金
26	地域交通	三岐鉄道北勢線支援事業	三岐鉄道北勢線の安定運行のため、三岐鉄道㈱に対して支援を行う。北勢線の利用促進を図るため、北勢線対策推進協議会へ負担金を支出する。	いなべ市	165,792	165,792	112,592	2,650	2,650	449,476	
				東員町	127,677	127,677	127,677	1,820	1,820	386,671	
27	地域交通	三岐鉄道北勢線駅前管理・整備事業	北勢線各駅における駐輪場と駐車場を管理する。大泉駅前広場の整備(H24-25年度)	いなべ市	1,215	1,215	101,215	101,215	1,215	206,075	社会資本整備総合交付金
				東員町	324	324	324	324	324	1,620	
28	地域交通	三岐鉄道三岐線駅前管理・整備事業	三岐線大安駅における駐輪場と駐車場を管理・整備する。	いなべ市				14,200	30,000	44,200	
29	道路	市道笠田新田坂東新田線整備事業	位置：員弁町市之原地内(市道暮明市之原線～市道下外面鳩岡線・市道畑新田上笠田線交差点)延長：1,850m 幅員：10.5m(歩道2.0m)	いなべ市	86,000	150,000	353,000	117,000	170,000	876,000	社会資本整備総合交付金、合併特例債

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位：千円)						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
30	道路	市道大井田3区29号線整備事業	位置：大安町大井田地内(市道大安四日市線～市道大安東部線)延長：920m 幅員：10.5m(歩道 2.0m)	いなべ市	85,400	150,000	224,600	180,000		640,000	社会資本整備総合交付金、合併特例債
31	道路	市道西方上笠田線自歩道設置事業	位置：員弁町西方地内(大泉公民館前交差点～県立いなべ総合学園高等学校)延長：1,700m 幅員：7.0m(歩道 3.0m)	いなべ市				10,000	30,000	40,000	社会資本整備総合交付金、合併特例債
32	道路	市道大安東部線自歩道設置事業	位置：大安町大井田地内(大井田橋～ジャスコ大安店)延長：2,900m 幅員：7.0m(歩道 3.0m)	いなべ市				10,000	370,000	380,000	社会資本整備総合交付金、合併特例債
33	道路	町道中上南大社線整備事業	位置：東員町中上地内(県道四日市東員線～国道365号)延長：1,980m 幅員：12.5m(歩道 3.5m)	東員町	30,354					30,354	社会資本整備総合交付金、土木債
34	道路	町道穴太南北線整備事業	位置：東員町穴太地内(県道菰野東員線～町道筑紫穴太線)延長：665m 幅員：10.25m(歩道 2.5m)	東員町	88,000	31,000				119,000	社会資本整備総合交付金、土木債
35	道路	町道大木八幡新田線整備事業	位置：東員町大木地内(県道大泉東停車場線～町道鳥取352号線)延長：650m 幅員：10.25m(歩道 2.5m)	東員町	20,000	67,000	32,000	21,000		140,000	社会資本整備総合交付金、土木債
36	道路	笹尾幹線1号線歩道補修事業	位置：東員町笹尾地内 延長：3,600m 歩道幅員 2.25m	東員町				30,000	22,000	52,000	社会資本整備総合交付金、土木債

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位:千円)						特定財源	
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計		
37	道路	主要地方道四日市・員弁線整備促進事業	県道四日市・員弁線の整備促進に向けて取り組む。 位置:大安町大井田地内～員弁町大泉新田(国道365号線～国道421号線) 延長:2,000m 幅員:9.5m(歩道 3.5m) 橋梁1基	いなべ市							0	
				東員町								0
38	道路	国道421号整備促進事業	国道421号の圏域内の整備促進に向けて取り組む。位置:東員町山田・鳥取地内 延長:2,800m 幅員:15.5m(歩道 3.5m×2)	いなべ市							0	
				東員町								0
39	道路	東海環状自動車道の整備促進のため、通過市町と連携しながら、国、県等関係機関への要望活動により早期開通に向けた働きかけを行う。	いなべ市	いなべ市	150	150	150	150	150	150	750	
				東員町	80	80	80	80	80	80	400	
40	移住定住	空き家・空き地バンク事業	「空き家・空き地」の情報を市町双方のホームページにリンクさせることなどにより共同発信する。	いなべ市	300	300	300	300	300	300	1,500	
				東員町								0
41	移住定住	移住・定住調査研究事業	定住・移住を促進するための情報収集や研究・調査を行い、その結果を東員町と共有する。	いなべ市	150	150	150	150	150	150	750	—
42	移住定住	定住促進奨励金事業	定住・移住を促進するため、町外から転入して住宅を新築・購入されるなど一定の条件を満たす方に奨励金を交付する。	東員町	30,811	24,553	17,754				73,118	—
43	移住定住	出生・小中学校入学祝金支給事業	定住・移住を促進するため、東員町内の出生児や小中学校入学児の保護者に祝金を支給する。	東員町	34,160	34,160	34,160	0	0		102,480	—

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位：千円)						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
44	移住 定住	観光資源活性化事業	観光資源の活性化により交流人口増加を促進するため、専門知識、経験及び実績を有している外部人材を活用して調査、計画、コーディネートを行う。	いなべ市				0	2,000	2,000	
45	移住 定住	歴史ある町並み活性化事業	歴史的町並みの活性化により交流人口増加を促進するため、専門知識、経験及び実績を有している外部人材を活用して調査、計画、コーディネートを行う。	いなべ市				11,000	11,000	22,000	
46	移住 定住	元気づくりシステムの全国発信事業	元気づくりシステムの全国発信により交流人口増加を促進するため、専門知識、経験及び実績を有している外部人材を活用して調査・研究、計画、普及啓発、交流、発信、営業、広報宣伝等を行う。	いなべ市				3,000	3,000	6,000	
47	住民 参画	市民活動団体つながり醸成事業	市町の市民活動拠点の機能を活用し、圏域内の市民活動団体の情報や当該団体の支援に関する情報などを共有する。	いなべ市	480	500	500	500	500	2,480	
				東員町						0	
48	住民 参画	ボランティアコーディネーター養成事業	三重県社会福祉協議会ボランティアセンターが実施するボランティアコーディネーター事業を活用するなどしてボランティアコーディネーターの育成を行う。	いなべ市						0	
				東員町						0	
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 合計26事業					804,122	884,880	1,136,481	626,618	768,418	4,220,519	

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

No.	分野	事業名	事業概要	実施主体	事業費(単位：千円)						特定財源
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計	
49	人材育成	政策立案能力向上研修事業	いなべ市及び東員町の職員を対象に、政策立案スキルを向上させる研修等を実施する。	いなべ市	273	250	250	250	250	1,273	
				東員町	200	200	200	200	200	1,000	
50	人材育成	ザ・プロフェッショナル招へい事業	いなべ市及び東員町の職員を対象に、圏域を中心に様々な分野で活躍されている方等を講師に迎え、各分野における課題や最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術等に関する研修を実施する。	いなべ市	30	30	30	30	30	150	
				東員町						0	
51	人材育成	地域人材育成事業	圏域内の企業・住民などを対象に、各専門分野で全国的に活動している方などを講師又はアドバイザーとして招き、専門分野における課題や最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術などを学ぶことで、地域をけん引するノウハウを身に付ける。	いなべ市				4,000	2,000	6,000	
				東員町						0	
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 合計3事業					503	480	480	4,480	2,480	8,423	

旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 事業計画 総合計51事業	事業費(単位：千円)					
	H22年度	H22年度	H22年度	H22年度	H22年度	合計
	996,471	1,066,149	1,317,250	961,887	951,187	5,292,944

旧員弁郡定住自立圏共ビジョン策定経緯

年月日	実施事項	内 容
平成22年4月25日	第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想概要説明 ・旧員弁郡定住自立圏構想の取組状況について ・共生ビジョン策定スケジュールについて ・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン（素案）「序章・第1章」について ・圏域の現状・課題及び目指すべき将来像について
平成22年5月21日	第2回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン（素案） 「圏域の課題と可能性」、「圏域の将来像」、「具体的取組事業」について
平成22年6月1日 ～14日	施策意見公募（パブリック コメント）実施	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された意見 0件
平成22年6月25日	第3回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン（案）最終確認 ・いなべ市長、東員町長との懇談
平成23年8月31日	平成23年度旧員弁郡定住自 立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン改訂 ・平成22年度旧員弁郡定住自立圏実績報告
平成24年11月16日	平成24年度旧員弁郡定住自 立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン改訂 ・平成23年度旧員弁郡定住自立圏事業取組み経過報告 ・若手企業人地域交流プログラム活動報告
平成25年11月7日	平成25年度旧員弁郡定住自 立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度旧員弁郡定住自立圏事業取組み経過報告 ・若手企業人地域交流プログラムの取組み経過報告 ・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン改訂 ・第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンについて

旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、民間及び地域の関係者の意見を聴き、ビジョンに反映させるため、旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員20名以内で組織し、市長が委嘱する。

(座長及び副座長)

第3条 懇談会に座長1名及び副座長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 懇談会の会議は座長が招集し、座長は、懇談会の議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画部政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、いなべ市長が招集する。

「旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン」懇談会委員名簿

氏名	役職等	分野
丸澤 敏彦	東員町自治会長会会長	地域コミュニティ
池田 秀夫	いなべ市在宅家族介護者の会「だいふくの会」会長	NPO（高齢者福祉）
◎岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	有識者
市川 栄司	いなべ市自治会連合会代表	地域コミュニティ
岡本 恒一	「山郷重度障害者生活支援センター」施設長	福祉(障害者福祉)
小澤 和茂	いなべ市消防団団長	地域防災
近藤 利彦	いなべ市教育研究所長	教育
佐藤 秀子	社会福祉法人「いずみ」施設長	障害者福祉
児玉 正光	いなべ市社会福祉協議会副会長	福祉（地域福祉）
○太田 憲明	三重県地域連携部地域支援課長	行政
岩田 英郎	東員町消防団団長	地域防災
水野 章	いなべ総合病院院長	医療 (都市機能集積)
三林 孝夫	東員町社会福祉協議会会長	地域福祉
羽場 文彦	いなべ医師会会長	医療

◎ 座長 ○ 副座長

(敬称略 順不同)

旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン

発行日：平成22年8月31日

（平成23年 8月一部改訂）

（平成24年11月一部改訂）

（平成25年11月一部改訂）

編 集：いなべ市 企画部政策課

〒511-0293

三重県いなべ市員弁町笠田新田111番地

旧員弁郡定住自立圏

共生ビジョン

～光り輝く地域の創出と発展に向けて～



いなべ市